

安威川ダム周辺整備事業候補者 募集要項

(令和2年(2020年)4月修正版)

令和元年(2019年)12月
茨木市

目 次

1. はじめに	1
(1) 事業の経緯	1
(2) 本事業の実施目的	1
(3) 民間活力の導入	2
(4) 事業候補者の公募	2
2. 事業の概要	3
(1) 安威川ダム及びダム事業区域について	3
(2) アクセス・周辺条件	4
(3) 安威川ダム水源地域整備計画（府）	5
(4) 安威川ダム周辺整備基本構想（市）	6
(5) 府における河川水辺の賑わいづくりの取組み	8
3. 事業条件	9
(1) 民間事業者が実施する内容	9
(2) 公募対象とする事業用地（安威川ダム周辺整備事業区域）	12
(3) 地形条件	18
(4) 開発等に係る制限	20
(5) エリアマネジメントの基本的な考え方	24
(6) 事業実施条件	29
(7) 基本協定及び事業契約等の締結	56
(8) 事業スケジュール（予定）	58
4. 応募、民間事業者の選定に関する事項	59
(1) 募集・選定方法	59
(2) 参加者の備えるべき要件	60
(3) 申込方法	62
(4) 提案書類の提出	63
(5) 審査および協定締結候補者の決定	64
(6) 提案内容、対話の内容に係る知的財産の取扱いについて	64
5. その他	65
(1) 事務局	65
(2) 募集要項の公開	65
(3) 募集要項関連資料の構成	65
(4) 募集要項等の修正等	65
(5) 募集の凍結・中止	65
(6) 損害賠償規定	66
(7) 本募集要項等の目的外利用の禁止等	66
(8) 本公募への参加費用の負担	66
(9) 本募集要領で使用する省略表記	66

改訂（変更部分は赤字で記載しております。）

更新日	更新箇所	内容
令和2年4月28日	P. 56 「②本事業の実施に向けた協議」内	事項「⑤基本協定等の締結」を事項「⑤事業契約等の締結」に訂正。
令和2年4月28日	P. 58 の表、「安威川ダム周辺整備事業スケジュール(予定)」内	「民間事業者の選定」～「事業契約協議、事業契約の締結」に記載の時期について修正。
令和2年4月28日	P. 59 の表、「募集・選定スケジュール」内	「募集要項に対する質問受付期限」～「基本協定の締結に記載の日程・期間」について修正。
令和2年4月28日	P. 62「①募集要項等に対する質問について」内	募集要項に対する質問受付期限の修正。
令和2年4月28日	P. 63 「①提出書類の提出方法」内	提案書類の受付期間を修正。
令和2年4月28日	P. 64 「(6)提案内容、」対話の内容に係る知的財産の取扱いについて」内	(エ)に記載の参加表明関連書類等の返却時期について修正。
令和2年4月28日	P. 65 「(1)事務局」内	担当者氏名の更新。
令和2年4月28日	P. 65 「(2)募集要項の公開」内	本市ホームページのタイトルを訂正。

1. はじめに

(1) 事業の経緯

安威川ダムは、大阪府茨木市生保地先、淀川水系神崎川の右支川である一級河川安威川に大阪府（以下、「府」といいます。）により建設されている治水ダムです。昭和 42 年（1967 年）7 月の豪雨により茨木市野々宮地区で安威川左岸が破堤するなどして、浸水家屋約 2 万 5 千戸、浸水農地約 1,500ha、被害総額約 1,000 億円の大きな被害が生じたこと（北摂豪雨）を契機に、100 年に一度の大雨（時間雨量 80mm 程度）に対応できるよう、「河道改修とダム建設」による安威川の治水対策が立案されました。平成 26 年（2014 年）3 月にダム本体工事に着手し、現在、令和 4 年（2022 年）春の本体完成を目指して工事が進められているところです。

また、安威川ダム周辺は、都市に近い立地ながら、溪流、里山、棚田など貴重な自然環境を有しています。このような資源を生かすため、茨木市（以下、「本市」といいます。）と府は連携し、ダムにより創出される湖面とあわせた水と緑のオープンスペースを、「自然環境」「レクリエーション」「地域振興と地域間交流」が融合した空間として整備するための事業に取り組んでいます。府・本市によるこの事業を総称して、安威川ダム周辺整備事業（以下、「本事業」といいます。）と呼びます。

これまでに本事業に関わる府・本市の取り組みとして、学識経験者で構成される「安威川ダム周辺整備検討委員会」を設置し、将来のダム周辺のランドデザインを示した「安威川ダム周辺整備基本方針」を平成 21 年（2009 年度）に策定しました。また、「安威川ダム周辺整備基本方針」をより具体的なものとするため、平成 25 年度（2013 年度）から平成 27 年度（2015 年度）にかけて地元関係者と公募市民を対象としたワークショップを実施し、ダム周辺の将来像や具体的なアイデアを取りまとめた「安威川ダム周辺整備取りまとめ」を平成 27 年度（2015 年度）末に公表しました。あわせて、将来のダム周辺の活用と保全をダム完成前から議論する場として、「安威川ダムファンづくり会」を立ち上げるなど、様々な取り組みを進めてきました。

さらに、本市では本事業の実施に向け、その目的や内容を具体化するため、令和元年（2019 年）6 月に「安威川ダム周辺整備基本構想（以下、「基本構想」といいます。）」を策定しました。

(2) 本事業の実施目的

本事業は、茨木市総合計画に位置づけられ、本市北部地域における、スポーツ、観光レクリエーションを中心とした地域振興の拠点整備を目指しています。

本事業の対象地域は、本市中心部から比較的短時間で訪れることができ、さらに、新名神高速道路の高槻から神戸間が平成 30 年（2018 年）3 月に開通するなど、遠方からの集客を見込める立地環境にあります。加えて、本市市街地と本市北部地域の結節点に位置しています。

本市は、本事業を通じて、安威川ダムの広大な湖面と周辺の自然豊かな空間を生かし、市民の暮らしの満足度を高め、新たな交流人口の拡大につなげる場所を形成することを目指します。

また、安威川ダム周辺を「北部地域におけるハブ拠点」として位置付け、ネットワーク機能の形成や北部地域の魅力向上により、地域活性化の起爆剤的な役割を担うことを期待しています。

なお、本事業の実施に当たっては、北部地域の活性化の推進のため、以下の3つの視点を設定しています。

① 交流・関わりの促進

北部地域と市街地の中間に位置する立地環境を生かし、両地域の「ひと」の交流を促進するとともに、新名神高速道路等による市外からの来訪者と市民との「関わり」の機会を増やします。

② 学びの機会提供

水辺や森林を生かしたスポーツ・レクリエーション機能の整備などによって、市民の楽しみを増やし、安威川ダムを身近に感じさせることで、自然・環境や防災等に関する「学び」の機会を提供します。

③ 地域経済の活性化

新たな交流拠点による飲食・サービス業の展開や、農産物の販路拡大につなげることで、市内事業者の「稼ぐ力」を高めるチャンスを広げるとともに、地域の雇用機会を創出します。

(3) 民間活力の導入

行政が主体となる従来型の公共事業ではなく、計画から運営段階にいたるまで、民間事業者のノウハウを導入した官民連携（PPP）事業を展開します。

民間活力を核とした事業展開により、市民ニーズに応じた持続可能な事業の実現と、本市の財政負担の軽減の両立が可能となることを期待しています。

(4) 事業候補者の公募

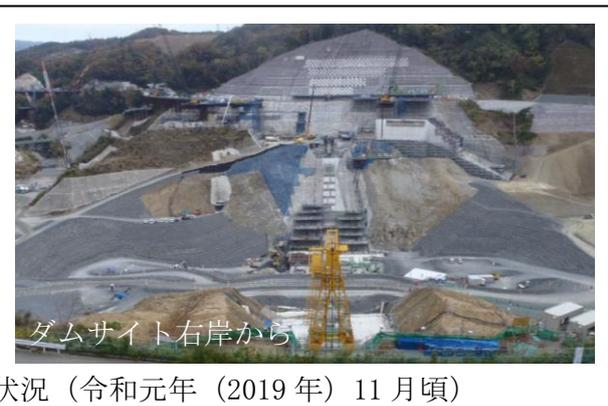
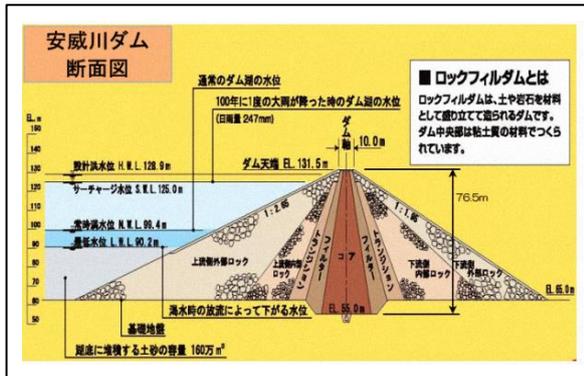
この度、基本構想に基づき、官民連携（PPP）事業として本事業を実施する事業候補者を公募（以下、「本公募」といいます。）により選定することとしました。

本公募は、本市の提示する事業条件をもとに、本事業に対する民間事業者からの提案を求め、本事業の実施目的に適合し、事業としての実現性・継続性が認められる提案を行った民間事業者に対し、事業契約等の優先候補者として、事業実施に向けた協議を行う「基本協定」を締結することを目的として行うものです。基本協定の締結後、協議が整った場合には、それぞれの事業条件に適合した契約等を締結し、事業を推進する予定です。

2. 事業の概要

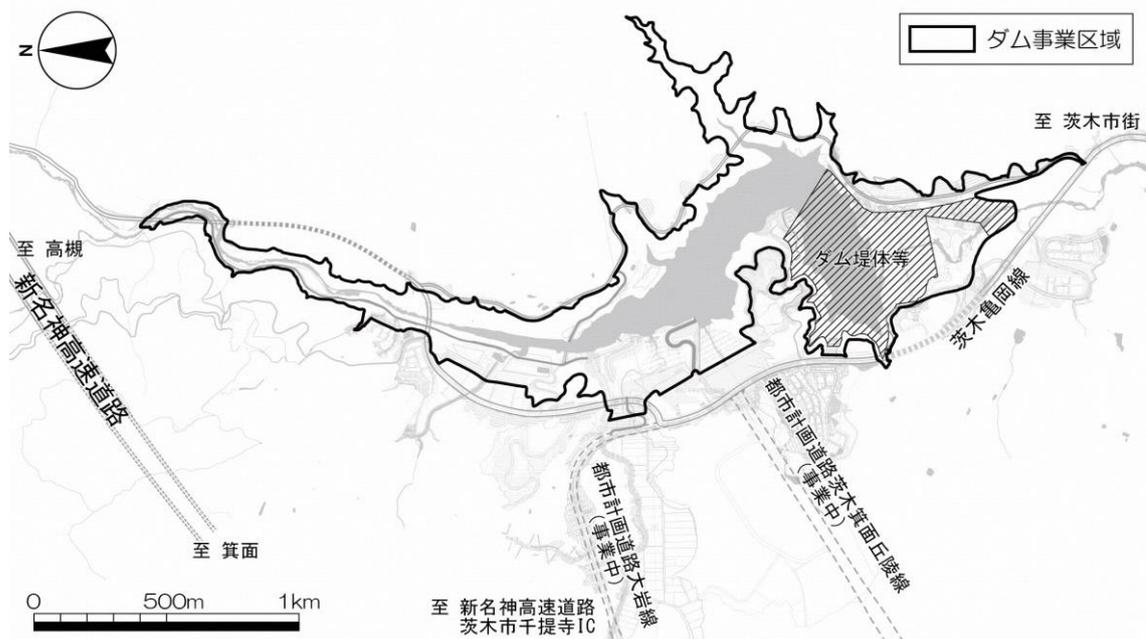
(1) 安威川ダム及びダム事業区域について

ダム本体の形式は土や石を堤体材料としたロックフィルダムであり、高さ 76.5m、長さ 337.5m、体積 222.5 万 m^3 のダムです。ダムの役割は、洪水調節と流水の正常な機能の維持とダム下流河川環境改善（フラッシュ放流）です。



ダム本体工事の状況（令和元年（2019年）11月頃）

府が実施するダム本体工事の対象区域（以下、「ダム事業区域」といいます。）は下図のとおりであり、ダム供用後は河川区域に指定される予定です。



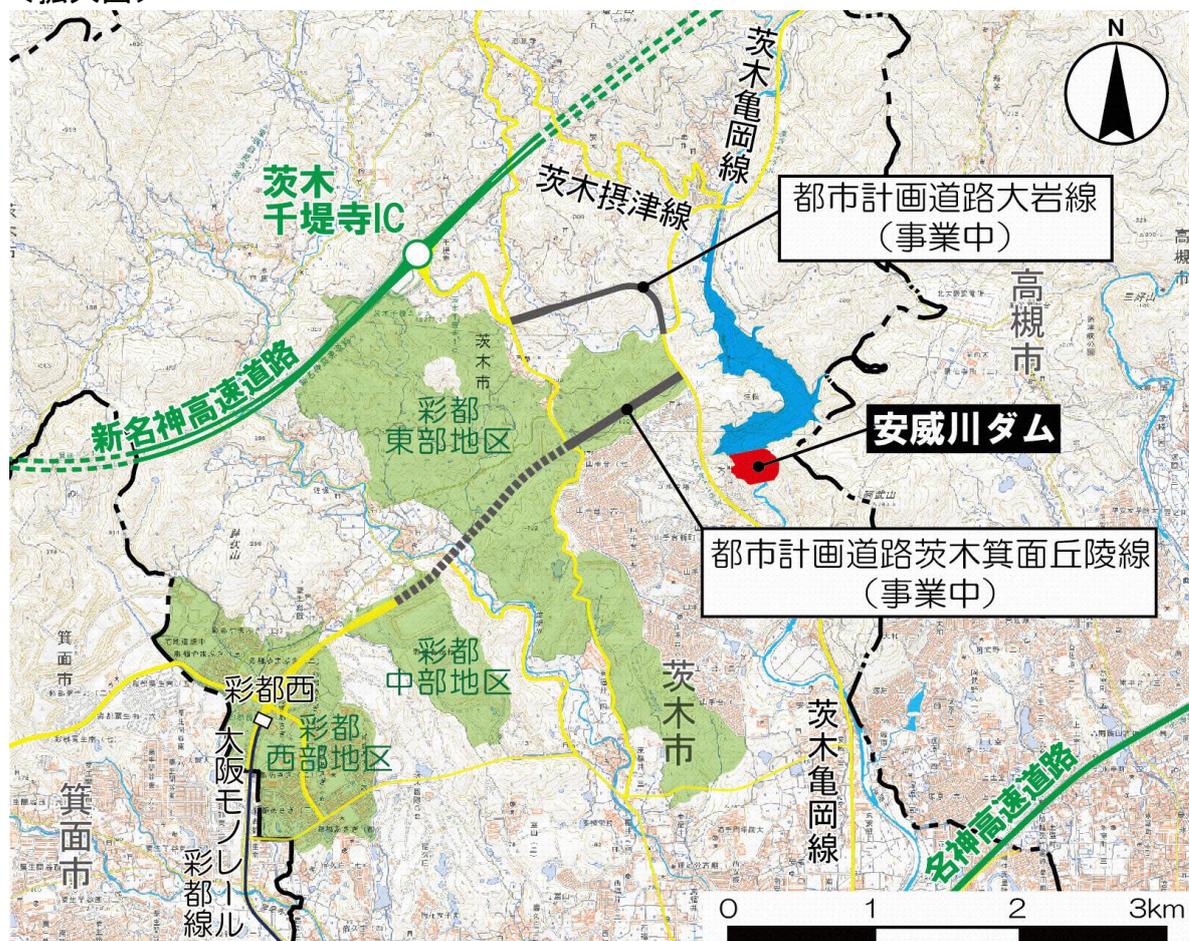
(2) アクセス・周辺条件

本市北部地域に位置している安威川ダムは、中心市街地からのアクセス条件が良好であり、府が整備を進めている都市計画道路大岩線が開通すると、新名神高速道路茨木千提寺インターチェンジから数分でアクセスできるようになるなど、都市型ダムとして、交通アクセスに恵まれた場所に立地しています。

- ・ 茨木市中心市街地からの距離
約7キロ（車で20分程度）
- ・ 大阪市内から車で1時間圏内
- ・ 新名神高速道路の開通により、
神戸・京都からのアクセスも良好



<拡大図>



※都市計画道路茨木箕面丘陵線のうち、事業中の区間は実線部分です。
(破線部分は、現時点で事業を開始していない区間です。)

(3) 安威川ダム水源地域整備計画（府）

安威川ダムの建設に伴う影響が著しい地域について、生産機能または生活環境に及ぼす影響を緩和し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、平成12年（2000年）に府が「安威川ダム水源地域整備計画」を策定しました。本事業は、同計画に基づく事業のなかに、市事業として位置づけられている「スポーツまたはレクリエーションの用に供する施設」の整備に関する事業を、官民連携してダム周辺で展開していくものです。

安威川ダム水源地域整備計画の概要

事業区分	事業主体	事業概要
土地改良	大阪府、茨木市	農道及び水路等の農業基盤施設の整備
治水	茨木市	水路の改修
道路	大阪府、茨木市	府道、市道の整備
下水道	茨木市	公共下水道の整備
宅地造成	大阪府土地開発公社	代替宅地整備
林道	茨木市	林道の整備
スポーツ・レクリエーション施設	茨木市	ダム湖畔展望広場、遊歩道、公園施設等の整備
消防施設	茨木市	屯所、水難救助資機材置場の整備

(4) 安威川ダム周辺整備基本構想（市）

本事業の具体的な目的や内容を明らかにするため、本市は、令和元年（2019年）6月に基本構想を策定し、本市ホームページ（下記URL）において公表しています。

本公募への応募に当たっては、事業スキームや、本市が本事業へ期待することなどについて、基本構想も参照してください。

基本構想に記載のとおり、本市は、安威川ダム周辺を、北部地域における様々な課題（人口減少、少子高齢化、農業の担い手不足等）に対応するための、地域活性化の拠点としていく予定です。本公募により募集する事業は、「安威川ダム水源地域整備計画」に基づく「スポーツまたはレクリエーションの用に供する施設」を原則としますが、その周辺エリアにおいても、地域活性化につながる、教育・保育・文化・農業等の関連施設が民間発意により整備されていくことを期待しています。

※本市ホームページ「安威川ダム周辺整備について」URL

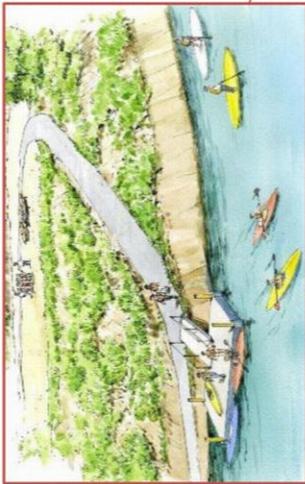
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kurashi/machi/saito_damu_kosoku/damu/1315874756582.html

参考：「安威川ダム周辺整備基本構想」における「安威川ダム周辺整備コンセプト」より抜粋



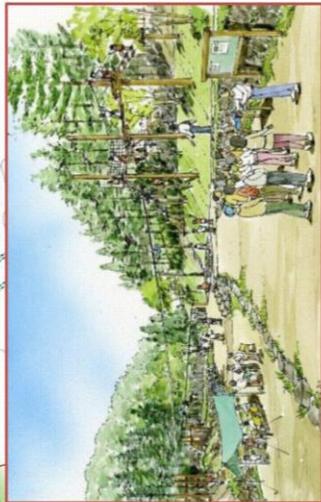
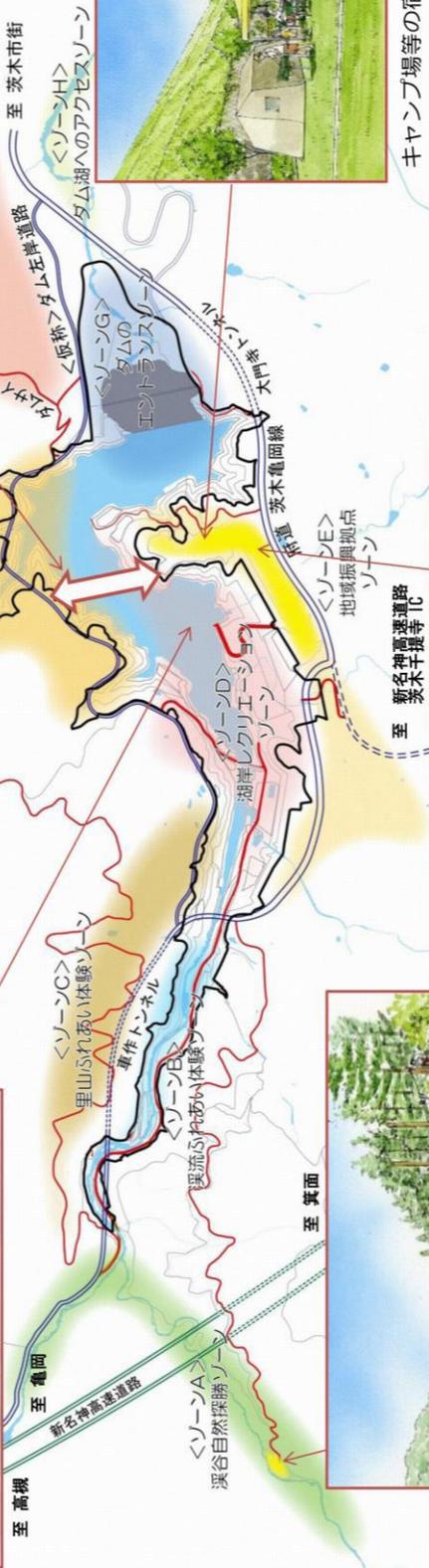
参考：「安威川ダム周辺整備基本構想」における「施設整備イメージ」より

■ 施設整備イメージ



栈橋を整備し、カヌーやSUP等の水上アクティビティによる湖面利用が想定されます。また、地元漁業協同組合と連携した釣り場の整備が想定されます。

両岸を繋ぐジップラインやスカイウォークの整備が想定されます。広大な湖面と緑、ダム堤体と大阪市内を一望できるスポットとなるとともに、回遊性の向上が期待できます。



親水公園を整備し、デイキャンプや森林アスレチック等による、水と緑を生かした活用が想定されます。



キャンプ場等の宿泊機能の展開が想定されます。湖面に近接した半島状のエリアは、非日常感が味わえます。



北部地域の拠点となる、特産品の加工・販売や情報発信、市民活動等が行える施設を本市が整備する予定です（整備内容は民間提案による）。レストランやカフェなどの併設が想定されます。府道に面するため、高い集客が期待できます。

※各エリアとも、イメージであり、定まったものではありません。

(5) 府における河川水辺の賑わいづくりの取組み

ダム事業区域を含む将来の河川区域は、河川法の適用を受け、原則として、排他・独占的な営利目的の占有を行うことはできませんが、国の定めた河川敷地占有許可準則（平成11年8月5日付通達、平成28年5月30日一部改正）により、河川敷地を利用した賑わい空間を創出する目的であれば、一定の条件の下で、営利目的の占有が可能となります。

府では、国の準則を踏まえて、「河川敷地占有許可準則第四章の規定に基づく都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占有の特例に関する取扱い（平成23年7月15日施行、平成30年1月23日一部改正）」により、府内河川における取扱いを定めています。

また、府では、府が所管する河川区域の効果的な活用についての調査審議を行うことを目的として、知事の附属機関として、「大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会（以下、「府審議会」といいます。）」を設置しています。

本市は、安威川ダム周辺を核とした北部地域の活性化のために、河川区域内外の一体的な活用が必要であると考え、府知事に対して河川敷地占有許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定を要望し、令和元年（2019年）9月28日に「令和元年 第1回 大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会」において、審議が行われました。その概要は以下の通りです。

(諮問)

都市・地域再生等利用区域の新たな指定について（安威川ダム）

(本市からの主な説明内容)

- ・ 本市による河川区域内外の一体的な活用のため、河川敷地占有許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定を要望（一級河川安威川及び一級河川下音羽川）。
- ・ 事業に対する地元住民の合意状況や、民間事業者との対話型ヒアリングに基づく河川区域内外の利活用想定等を説明。
- ・ 河川区域の利活用に当たっては、本市が包括的に占有した上で民間事業者に使用させることや、エリアマネジメントのための組織を組成していくことを説明。
- ・ 事業者公募に当たっての選定過程の透明化や、将来にわたる占有施設の適正な管理の確保に努めること、河川区域内の利活用に当たって想定される制約事項について、募集要項に記載する旨等を説明。

(答申)

安威川ダムの都市・地域再生等利用区域の指定は、妥当であると判断する。ただし、都市・地域再生等利用区域の指定は、安威川ダム事業地が河川区域の指定を受けた時点となることから、以下の条件を付すものとする。

- 1 都市・地域再生等利用区域内の事業内容が確定した時には、本審議会に事業計画及びその範囲を報告すること。
- 2 地域の合意が図られていることを確認するため、本審議会に組織体制も含め報告すること。

答申の通り、今後の事業実施に当たっては、事前に府審議会に事業計画等の報告が必要です。また、河川敷地の使用契約を継続しようとする場合はその前年度において、また、その他府が求める場合において、府審議会に事業報告を行って評価を受ける必要があります。

この審議は公開で行われており、他所における事例も含めて、審議資料と議事概要が府ホームページにて公開されています。

※大阪府ホームページ「大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会」URL

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenkankyo/tokusyoku/nigiwai-shingikai.html>

3. 事業条件

(1) 民間事業者が実施する内容

本事業において民間事業者が実施する内容は以下のとおりです。

① 基本的な考え方

民間事業者は、P11「④ 制限される事業」やP20「(4) 開発等に係る制限」に抵触せず、本事業の実施目的に合致し、安威川ダム周辺の自然環境と景観に配慮したものであれば、本募集要項にて提示する事業条件を踏まえて、自由に活用方法を提案することができます。

ただし、本市の財政投資には、安威川ダム水源地域整備計画事業の財源を充当する予定としており、財源計画に変更が生じた場合は、計画を見直す可能性があります。

② 本事業で整備する施設

本事業で整備する施設は、本市の財政投資及び民間事業者の投資により整備します。

本市及び民間事業者が整備する施設は、都市公園法に定める公園施設とします。そのため、施設の用途、規模等について、都市公園法の制約を受けます。公園施設は、以下の2種からなります。

(7) 公園施設（公共施設）

本市が所有する施設です。

民間事業者は、本公募によりその整備内容の提案を行い、施設の設計・施工・施工監理を本市より受託し、完成後は施設の管理運営を行う*ことを想定します。

※指定管理者制度の活用を想定

(4) 公園施設（民間施設）

民間事業者が所有する施設です。

民間事業者は、本公募によりその整備内容の提案を行い、都市公園法に基づく許可により、自ら設計・施工し、完成後は自ら管理運営を行うものとします。

③ 事業範囲

本公募における事業範囲は以下のとおりです。

(ア) 公園施設（公共施設）の設計、施工、施工監理

民間事業者は、公園施設（公共施設）全体の設計、施工、施工監理を行うものとします。安威川ダム周辺整備事業区域内の4つのエリア^{*1}全てについて、公園施設（公共施設）の設置の提案が必要です。

(イ) 公園施設（民間施設）の設置、管理運営

民間事業者は、本市の許可を得て、公園施設（民間施設）の設置、管理運営を行うものとします。安威川ダム周辺整備事業区域内の4つのエリアのうち、公園施設（民間施設）の設置の提案を必須とするエリアと、任意とするエリアがあります。

(ウ) 公園施設（公共施設）の管理運営等を行うエリアマネジメント組織Ⅰの設立、運営等

公園施設の管理運営にあたっては、エリアマネジメントの仕組みを導入します^{*2}。民間事業者はこの仕組みに基づき、エリアマネジメント組織Ⅰを設置、運営します。

民間事業者は、エリアマネジメント組織Ⅰを通じて、公園施設（公共施設）と公園施設（民間施設）からなる公園全体を一体的に管理運営のうえ、独自のまちづくり活動を実施するものとします。

事業範囲	エリア別提案要否			
	[1]ダム湖上流エリア	[2]ダム湖及びダム湖内平坦地エリア	[3]ダム湖上空エリア	[4]ダム湖隣接平坦地エリア
(ア) 公園施設（公共施設）の設計、施工、施工監理	<u>提案必須</u>			
(イ) 公園施設（民間施設）の設置、管理運営	提案任意	<u>提案必須</u>		
(ウ) 公園施設（公共施設）の管理運営等を行うエリアマネジメント組織Ⅰの設立、運営	<u>提案必須</u>			

※1 安威川ダム周辺整備事業区域およびエリアの詳細については、P12「(2) 公募対象とする事業用地（安威川ダム周辺整備事業区域）」を参照してください。

※2 エリアマネジメントの考え方およびエリアマネジメント組織Ⅰについては、P24「(5) エリアマネジメントの基本的な考え方」を参照してください。

④ 制限される事業

以下に該当する事業については、実施することができません。

- (ア) 本事業の実施目的に明らかにあてはまらないと判断される事業(例:住宅、工場等)
- (イ) ダム事業区域内において、ダム本体事業へ影響を及ぼす可能性のある、土地の形質の変更を伴う開発を含む事業
- (ウ) 河川及びダムの管理に支障をきたす範囲に及ぶと判断される事業
- (エ) 河川及びダム湖の水質、周辺的生活環境に著しく影響(音・匂い・振動等)を及ぼす事業
- (オ) 風俗営業など、公序良俗に反する事業
- (カ) その他、本市が社会通念上不適切であるとして認められないと判断する事業

(2) 公募対象とする事業用地（安威川ダム周辺整備事業区域）

① 安威川ダム周辺整備事業区域と本市が事業提案を想定するエリア

今回、本公募の対象とする事業用地（以下、「安威川ダム周辺整備事業区域」といいます。）は、ダム湖周辺の河川区域内外の土地等であり、応募者は、この区域内にて事業の提案をしていただくこととなります。区域内の広い範囲の一体的な活用を期待しますが、本募集要項では、特に本市が事業提案を想定するエリアとして、下図に示す4つのエリアを設定し、土地の特性や提案が可能な施設等を記載しています。

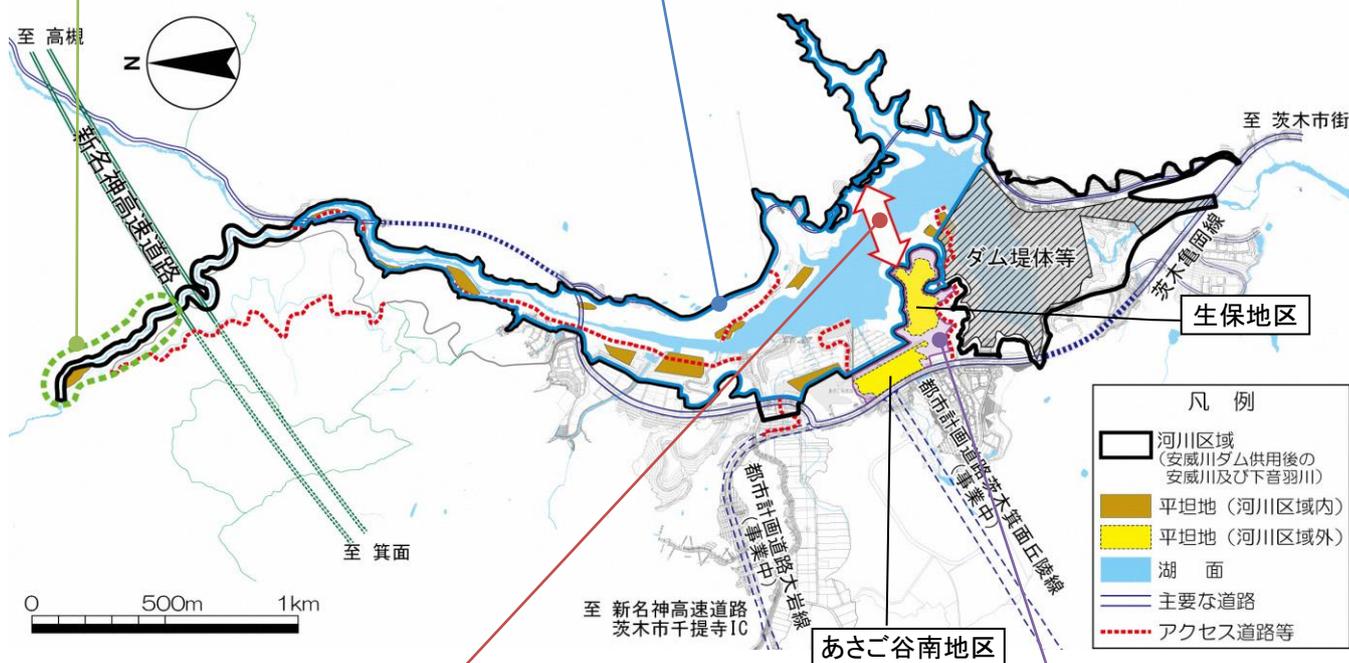
[1]ダム湖上流エリア（平坦地約0.4ha）

- 権内水路沿いに遊歩道などがあり、自然豊かなエリアです。

[2]ダム湖及びダム湖内平坦地エリア

（区域全域約87ha、うち平坦地約4ha、湖面約24ha）

- 安威川ダムが生み出す水辺の環境や、安威川の渓流環境が体験できるエリアです。



[3]ダム湖上空エリア（右岸～左岸 約360m）

- 湖面の両岸を結び、回遊性を高める機能や、ダム湖の眺望を生かしたアクティビティが提供可能なエリアです。

[4]ダム湖隣接平坦地エリア（全体約9ha、うち平坦地約3.5ha）

- 府道茨木亀岡線沿いに立地し、ダム湖畔にも近く、集客が期待できるエリアです。
- 公園施設（公共施設）として、「拠点施設」の整備を予定しています。

② 安威川ダム周辺整備事業区域の範囲

下図に、安威川ダム周辺整備事業区域の範囲を示します。

なお、安威川ダム周辺整備事業区域は、本市が河川区域内の占用許可を取得することにより確保する区域と、本市が河川区域外の土地を取得等して確保する区域から構成されます。河川区域内には、法的・地形的特性等により「施設整備が可能な区域」「表面的な使用のみが可能な区域」「ダムの管理上活用が認められない区域」が存在しています。詳細な区域区分はP17「(エ) 関係法令等に基づく区域の整理」に記載していますので、応募に当たっては留意してください。



凡 例	
	安威川ダム周辺整備事業区域 (ただし図中、ダム堤体等を除く)
	河川区域 (安威川ダム供用後の安威川及び下音羽川)
	ダム堤体等 (提案することができない区域)
	ダム湖上流エリアにおいて活用可能な範囲

③ 関係法令及びこれに基づく区域の整理

(7) 都市計画法

安威川ダム周辺整備事業区域の全域は、都市計画法に定める市街化調整区域に該当します。市街化調整区域における開発行為の制限については、P20「①都市計画法による市街化調整区域における開発行為の制限」を確認してください。

(4) 河川法

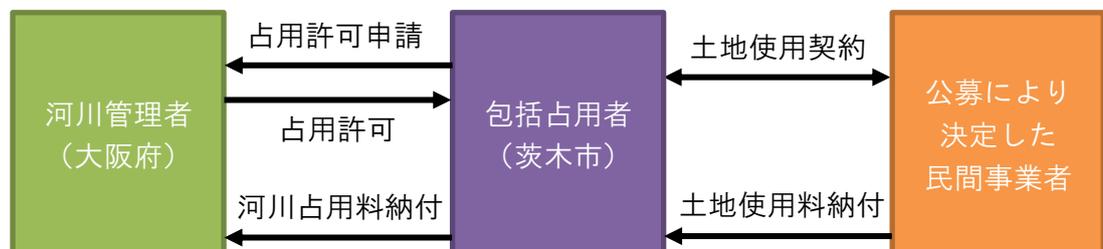
■河川区域

安威川ダム周辺整備事業区域のうち、P12「①安威川ダム周辺整備事業区域と本市が事業提案を想定するエリア」図に示す「河川区域（安威川ダム供用後の安威川及び下音羽川）」は、河川法の定めにより府知事が管理を行う一級河川の河川区域です。

■河川区域の占有

本事業では、河川区域内において、本市または民間事業者により、施設整備や継続的な事業活動を行うことを想定しています。そのため、河川区域の一部について、本市は河川管理者である府に対して一定の範囲の包括的な占有（以下、「包括占有」といいます。）の許可を申請・取得する予定です。

河川区域内において、民間事業者が自ら施設を所有する場合や、囲いを設置する等により第三者の自由な使用を妨げる等、独占的な使用を行う場合は、本市による包括占有区域の範囲内に限定して、本市と土地の使用契約を締結することにより、事業の実施が可能となります。この際、府条例で定める河川占用料相当額を、本市は民間事業者から土地使用料として徴収し、府に納付します。



本事業において河川区域内を民間事業者が活用するために、府は河川敷地占有許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」を指定する予定であり（P8「(5)府における河川水辺の賑わいづくりの取組み」参照）、その区域と本市による包括占有区域について、現時点で想定する範囲は次頁図のとおりです。ただし、包括占有の範囲については、民間事業者の提案により変更する可能性があります。

なお、河川区域において整備する施設の用途については、河川法及びこれに関連する法令等の制限があります。提案に当たっては、P21「②河川法による占有等の制限」を参考に、関連する法令等を遵守してください。

また、その他、詳細については、P47「⑥河川区域内の占有・使用に関する留意事項」を確認してください。

都市・地域再生等利用区域指定要望範囲と包括占用区域（予定）



■河川区域の自由使用

包括占用区域以外を含む河川区域内において、第三者の利用を妨げない範囲の利用（例：河川敷の散策、湖面のボート利用等）であれば、河川区域の自由使用と見なされます。利用方法が自由使用と見なせるかどうかは、河川管理者である府との協議により個別に判断します。なお、ダム堤体等、河川管理者である府が使用を禁止する区域については、協議の対象とできません。

■河川区域の管理

河川区域のうち、本市による包括占用区域は、河川法に従い本市が管理を行う責任を有します。本事業においては、本市が実施する管理について、民間事業者が公園施設の指定管理者となって管理することを想定しています。

また、包括占用区域を除く河川区域は、民間事業者からの提案がない場合、河川管理者である府が管理を行う責任を有しますが、その管理業務（河川の点検等）の一部について、本市は府より受託する可能性があります。その場合、本市は当該業務を民間事業者に再委託^{*}することを想定しています。

※本市が受託する河川管理業務の再委託については、本公募の提案内容には含めません。公募の結果、選定された民間事業者と協議するものとします。

(ウ) 都市公園法

■都市公園区域

安威川ダム周辺整備事業区域の一部について、都市公園法に定める都市公園に指定する予定です。

都市公園の指定は、河川区域内外にわたる一連の区域とします。ただし、権内地区等、一部、飛び地が生じる可能性があります。現時点で想定している区域は下図のとおりですが、民間事業者の提案を受けて変更する場合があります。

■都市公園区域における施設整備

本事業における施設整備が可能な区域は、原則として都市公園区域内とします。都市公園区域において整備可能な施設については、P22「③都市公園法による整備可能な施設」を確認してください。

なお、民間事業者が、都市公園法の適用を受けずに、自ら施設整備に必要な手続きを行うことを希望する場合は、本市と協議を行うものとします。

都市公園の想定区域及び安威川ダム周辺整備事業区域



(I) 関係法令等に基づく区域の整理

安威川ダム周辺整備事業の区域は、上記(ア)～(ウ)の関係法令等の制約に基づき、下表のとおり、a～gに区分されます。

なお、河川区域内のうち、「施設整備が可能な区域」は区域c、区域d及び区域e、「表面的な使用のみが可能な区域」は区域b、「ダムの管理上活用が認められない区域」は区域aが、それぞれ該当します。

区域区分の考え方

区域の区分 ※1			市街化調整区域	河川区域	都市公園	安威川ダム周辺整備事業区域	
						事業活動が可能	施設整備が可能
河川区域内	a	大阪府管理区域	ダム堤体等(使用禁止)	○	×	×	×
	b	大阪府管理区域	その他※2 ※3	○	△	○	△
	c	茨木市包括占用区域	茨木市の独占的使用	○	○	○	○
	d		民間事業者の独占的使用	○	○	○	○
	e		その他	○	○	○	○
河川区域外	f	市有地(予定) ※4	生保地区・あさご谷南地区	×	○	○	○
	g	民有地※2 ※5	権内地区(下音羽川周辺)	×	△	○	○

○：該当、×：非該当、△：個別協議

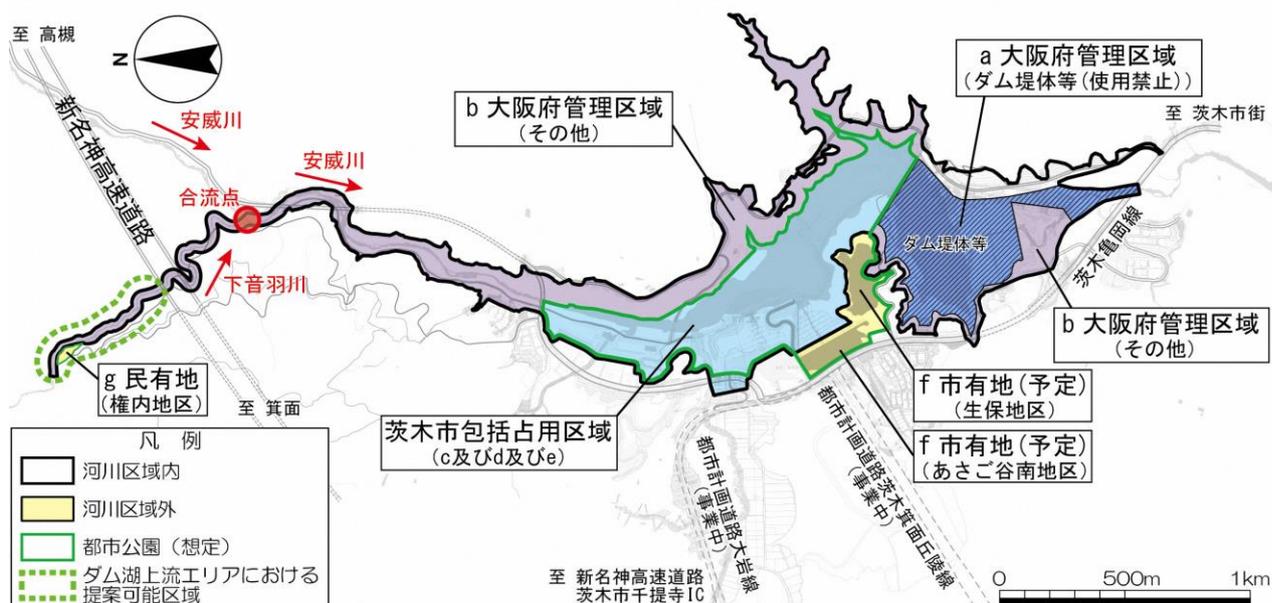
※1 下図における各区域の範囲は現時点で想定するものです。

※2 民間事業者の提案に応じて、本市は事業に必要な範囲の敷地を所有者より借り受け、又は府より占用許可を取得し、都市公園に指定することを個別協議します。

※3 斜面地などのため、施設の設置には制約がありますが、施設整備の提案があれば協議の対象とします。

※4 事業開始までに本市にて取得予定です。

※5 下図にて「ダム湖上流エリアにおける提案可能区域」と表示する区域は、ダム湖上流エリアにおける最大領域の目安です。



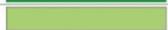
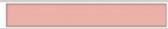
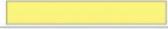
(3) 地形条件

安威川ダム周辺整備事業区域における地形条件は以下のとおりです。

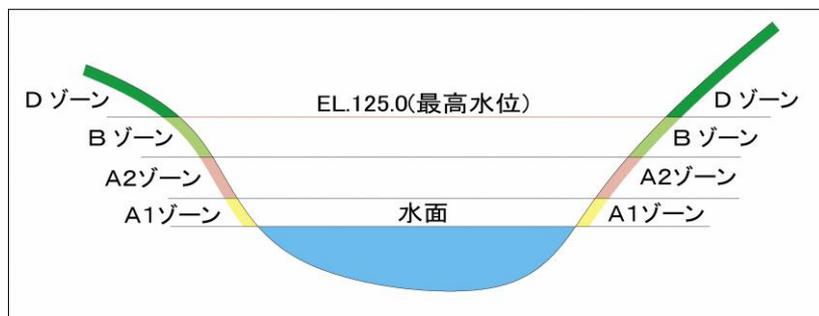
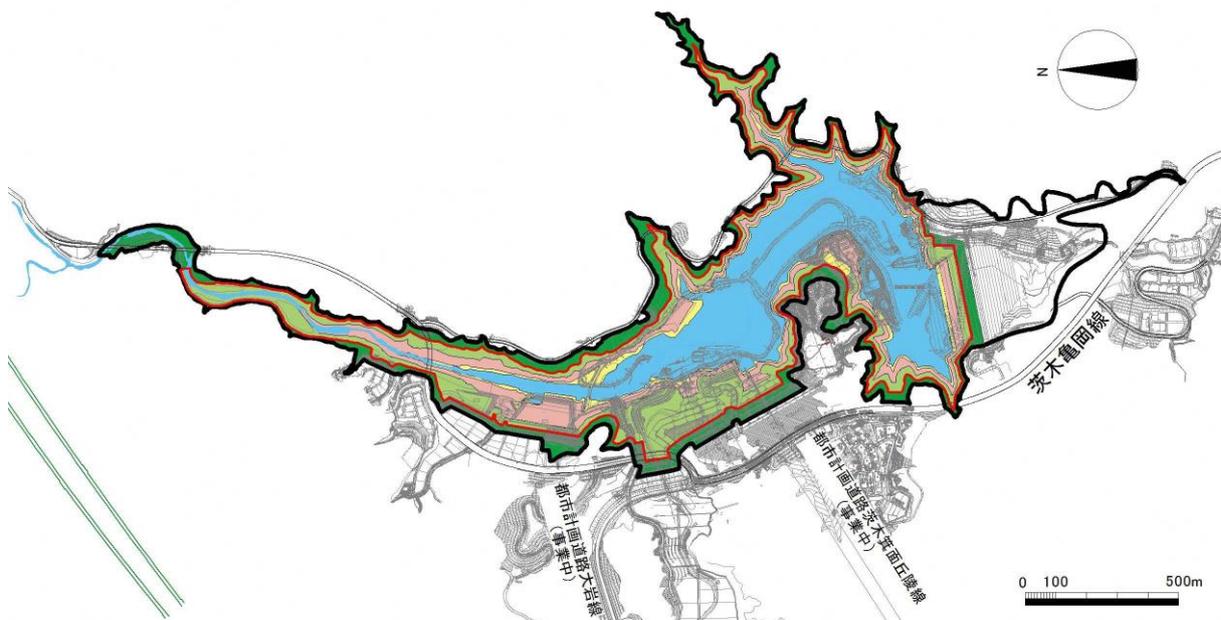
① ダム事業区域内の冠水頻度について

ダム事業区域内における冠水頻度の目安として、1年確率、10年確率、30年確率（安威川における計画降雨）*でそれぞれ冠水する可能性があるエリアは下図のとおりですので、提案に当たって参考にしてください。

※それぞれ、1年に一度程度、10年に一度程度、30年に一度程度発生する恐れがある雨量

凡 例			
冠水頻度(区分)	色 別	土地標高	備考(冠水確率規模)
Dゾーン		E.L.125.0以上	最高水位以上
Bゾーン		E.L.115.3~125.0	1/10~最高水位
A2ゾーン		E.L.104.0~115.3	1/1~1/10確率
A1ゾーン		E.L.99.4~104.0	常時満水位~1/1確率
水面		E.L.99.4以下	常時満水位以下

 E.L.125.0(最高水位)
  ダム事業区域境界



(4) 開発等に係る制限

安威川ダム周辺整備事業区域における開発等に係る制限は以下のとおりです。

① 都市計画法による市街化調整区域における開発行為の制限

安威川ダム周辺整備事業区域は、全域が市街化調整区域にあたります。都市計画法は、市街化調整区域における開発行為については、原則として開発許可が必要と定めています。ただし、一定の要件を満たす「公益上必要な建築物」については、開発許可を要しません。

本市は、本事業において本市または民間事業者が整備する施設としては、「河川法が適用され、または準用される河川を構成する建築物」あるいは「都市公園法第二条第二項に規定する公園施設である建築物」のいずれかを想定しています。

<p><都市計画法> ※一部編集 (開発行為の許可)</p> <p>第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。</p> <p>三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為</p>	
<p><都市計画法施工令> ※一部編集</p> <p>第21条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>二 河川法が適用され、又は準用される河川を構成する建築物</p> <p>三 都市公園法第二条第二項に規定する公園施設である建築物</p>	

本市において、施設整備が可能と考える区域は下表のとおりです。

区域c・d・eにおいて設置する建築物は、「河川法が適用され、または準用される河川を構成する建築物」と「都市公園法第二条第二項に規定する公園施設である建築物」の双方に合致することが要件と考えます。

区域区分の考え方 [再掲]

区域の区分			市街化調整区域	河川区域	都市公園	安威川ダム周辺整備事業区域		
						事業活動が可能	施設整備が可能	
河川区域内	a	大阪府管理区域				×	×	×
	b					○	○	△
	c	茨木市包括占用区域				○	○	○
	d					○	○	○
	e					○	○	○
河川区域外	f	市有地 (予定)				○	○	
	g	民有地				○	○	

○：該当、×：非該当、△：個別協議

② 河川法による占用等の制限

安威川ダム周辺整備事業区域内の河川区域（ダム湖面・河川敷など、ただしダム堤体等一部を除く）については、原則として自由に利用できますが、他者の利用が阻害されるような独占的・排他的利用（工作物の設置等）を行う場合、以下の河川法上の許可が必要になります。

<河川法> ※一部編集

（土地の占用の許可）

第24条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（工作物の新築等の許可）

第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

また、占用に関する諸条件・諸手続は、河川敷地占用許可準則によらなければなりません。なお、本事業の実施に当たり、河川管理者である府が、河川敷地占用許可準則第22条の規定に基き、P15 図に示す「都市・地域再生等利用区域」の指定を行う予定です。本指定により「営業活動を行う事業者等」による占用が法的に可能となります。

<河川敷地占用許可準則> ※一部編集

（都市・地域再生等利用区域の指定等）

- 第22条 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。
- 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を定めるものとする。
 - 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。
 - 広場
 - イベント施設
 - 遊歩道
 - 船着場
 - 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
 - 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
 - 日よけ
 - 船上食事施設
 - 突出看板
 - 川床
 - その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）
 - 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。
 - 第六に掲げる占用主体
 - 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
 - 営業活動を行う事業者等
 - 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。

- 6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。
- 7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

③ 都市公園法による整備可能な施設

都市公園内において整備可能な施設は、本市が設置する公園施設、あるいは都市公園法第5条に基づき、本市が民間事業者に設置を許可する施設です。また、設置に関する諸条件・諸手続は、都市公園法及び関連する政令規則、条例等によらなければなりません。

<都市公園法> ※一部編集

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

- 第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。
 - 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの
 - 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの
 - 3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。
 - 4 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同条第四項に規定する選定事業として行う公園施設の設置又は管理の期間は、前項の規定にかかわらず、当該選定事業に係る同法第五条第二項第五号に規定する事業契約の契約期間（当該契約期間が三十年を超える場合にあっては、三十年）の範囲内において公園管理者が定める期間とする。

なお、本事業における公園施設とは、都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第5条の各項に定めるものとします。

<都市公園法> ※一部編集

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第2条 (略)

- 2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。
 - 一 園路及び広場
 - 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
 - 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
 - 四 ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
 - 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
 - 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
 - 七 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
 - 八 門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
 - 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの
- 3 (略)

＜都市公園法施行令＞ ※一部編集

(公園施設の種類)

- 第5条 法第2条第2項第二号の政令で定める修景施設は、植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠ろう、石組、飛石その他これらに類するものとする。
- 2 法第2条第2項第三号の政令で定める休養施設は、次に掲げるものとする。
- 一 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める休養施設
- 3 法第2条第2項第四号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。
- 一 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める遊戯施設
- 4 法第2条第2項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。
- 一 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物
 - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設
- 5 法第2条第2項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。
- 一 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの
 - 二 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設
- 6 法第2条第2項第七号の政令で定める便益施設は、飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。）、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。
- 7 法第2条第2項第八号の政令で定める管理施設は、門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。）、くず箱、水道、井戸、暗渠きよ、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。第三十一条第八号において同じ。）その他これらに類するものとする。
- 8 法第2条第2項第九号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

(5) エリアマネジメントの基本的な考え方

① エリアマネジメントの必要性

エリアマネジメントの仕組みを導入する目的は、本事業を通して、北部地域の活性化につながることにあります。その実現に向けて、第一段階として、ダム周辺における官・民・地域の連携によるエリアマネジメントの実現を図ります。そして、第二段階として、より広域的に、北部地域全体へとエリアマネジメントの展開を目指します。



北部地域は、「山三（やまさん）地区」と呼ばれる旧清溪村、旧石河村、旧見山村の15自治会で構成されています。

② エリアマネジメントの全体構成

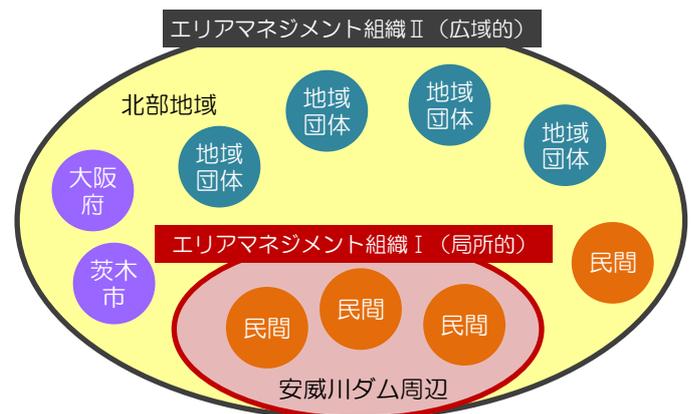
エリアマネジメントの実施に当たっては、目的に応じた二層構造の組織の組成・運営を検討しています。

第一の組織（以下、「エリアマネジメント組織Ⅰ」といいます。）は、本事業の効果的・効率的な運営を目的とします。

第二の組織は（以下、「エリアマネジメント組織Ⅱ」といいます。）は、本事業を契機とした北部地域活性化の促進を目的とします。

エリアマネジメント組織Ⅰ

- ・本事業に参画する民間事業者により組成。
- ・事業者間調整、対外窓口の一本化等、事業の効果的・効率的運営を図る組織。
- ・都市公園等の管理運営、安威川ダム周辺のプロモーション・まちづくり活動を実施。
- ・本市が組織の活動を監督。



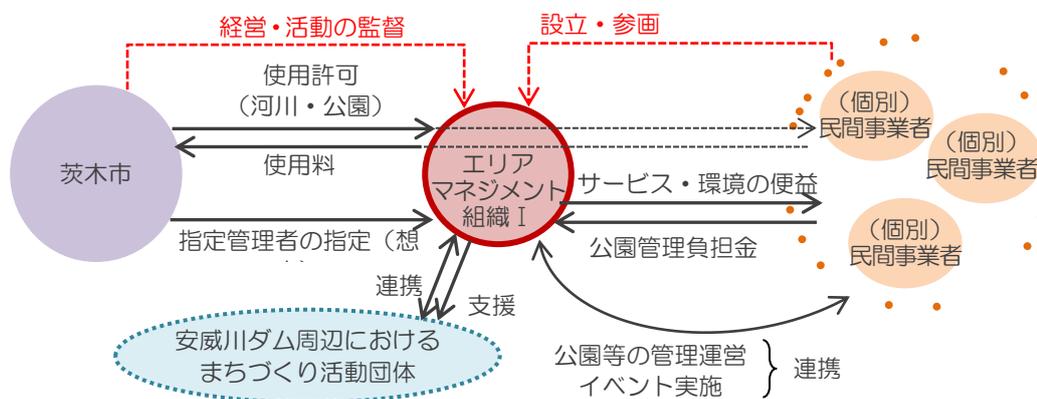
エリアマネジメント組織Ⅱ

- ・府、本市、北部地域にて活動する地域団体・民間事業者等により組成。
- ・本事業を契機として、北部地域活性化の促進を図る組織（協議会形式）。
- ・具体的な活動は、各団体・民間事業者の活動情報の共有、連携事業のコーディネートを図る。
- ・ダム周辺との連携が確実に実施されるよう、エリアマネジメント組織Ⅰが事務局を担当。

(7) エリアマネジメント組織Ⅰの概要

名 称	未定
目 的	本事業の効果的・効率的な管理運営
活動エリア	安威川ダム周辺
活 動 内 容	①都市公園等の管理運営 ②ダム周辺のプロモーション・まちづくり活動の実施 等
体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に参画する民間事業者が、エリアマネジメント組織Ⅰを共同設立する。 ・本市は、エリアマネジメント組織Ⅰに公園施設（公共施設）の管理運営を行わせ（指定管理者制度の活用を想定）、エリアマネジメント組織Ⅰは個々の民間事業者と連携した一体的な公園の管理運営を行う。 ・エリアマネジメント組織Ⅰには、まちづくり活動とダム周辺エリアのさらなる環境整備を行うことを期待する。

エリアマネジメント組織Ⅰのイメージ



エリアマネジメント組織Ⅰの導入により期待する効果

- ①民間事業者間の資金調整
- ②民間主導による都市公園の管理運営とまちづくり活動の実施
- ③まちづくり活動団体との連携

(イ) エリアマネジメント組織Ⅱの概要

名称	未定
目的	本事業を契機とした北部地域活性化の促進
活動エリア	北部地域
活動内容	①各団体・民間事業者の活動情報の共有 ②連携事業のコーディネート 等
体制	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアマネジメント組織Ⅰを事務局とした、自治体・地域団体・民間事業者等からなる、エリアマネジメント組織Ⅱを設立する。 ・ダム周辺のさらなる活性化に取り組むとともに、その実績を基に、北部地域全体の活性化に取り組む。



エリアマネジメント組織Ⅱの導入により期待する効果

- ①地域団体等の参画機会拡大
- ②まちづくり活動の持続・拡大
- ③北部地域全体への事業効果の波及

参考：本市北部地域で活動する地域団体・事業者等について

本市は、基本構想に示すとおり、本事業による北部地域の活性化に向けて、地域団体や事業者との連携を期待しています。

北部地域で活動する主な団体や事業者は、下表のとおりです。

詳細については、別紙「山とまちをつなぐ「ハブ拠点」としての安威川ダムを目指して」を参照してください。

なお、本公募の期間中（令和元年(2019年)12月26日より、P56「①基本協定の締結」に示す「基本協定」の締結日まで）において、本事業の応募者が、個別の地域団体・事業者に対し、本事業についての協議、ヒアリング等を行うことを禁止します。

【農業・漁業関係者】

地区名	団体名・氏名
見山	農事組合法人 見山の郷交流施設組合
車作	安威川上流漁業協同組合
見山	チキチキファーム
大岩	大岩観光農業組合
忍頂寺	Farm 河野屋
銭原	雨蛙菜園
佐保	アグリファーム佐保
泉原	泉原ファーマーズ
千提寺等	茨木ほくちの会 (正式名称:茨木市北部地域協議会)
千提寺	千提寺 farm.
清阪	清阪 terrace

【飲食店】

地区名	店名・氏名
上音羽	一夢想
上音羽	Fourmi
泉原	十八庵
泉原	ざくろ
銭原	夢咲茶屋
千提寺	M's Cafe
千提寺	まだま村
忍頂寺	cafe らん
佐保	The Farm UNIVERSAL

【森林関係者】

地区名	団体名・氏名
泉原	里山サポートネット・茨木
千提寺等	茨木里山を守る会
銭原、 上音羽等	茨木ふるさとの森林(もり)づくり 隊
車作	車作里山倶楽部
粟生岩阪	鉢伏山森づくりの会
泉原	北辰窯炭焼き倶楽部
全域等	茨木バラとカシの会

【スポーツ関係者】

地区名	団体名・氏名
忍頂寺	忍頂寺スポーツ公園指定 管理者(明治・一富士グ ループ)

(6) 事業実施条件

① 事業スキーム案

(ア) 事業スキームの考え方

■全体スキーム

本市は、民間事業者に、公園施設（公共施設）の設計、施工、施工監理を一体発注することとし、指定管理者制度を活用して管理運営も委ねることを想定しています。また、本市は、都市公園の設置管理許可制度を活用し、民間事業者に公園施設（民間施設）の設置及び管理を許可します。

民間事業者は、整備段階から管理運営段階を通じて、公園施設（公共施設）と公園施設（民間施設）を一体的に整備・管理運営することにより、事業を効果的・効率的に実施するものとします。

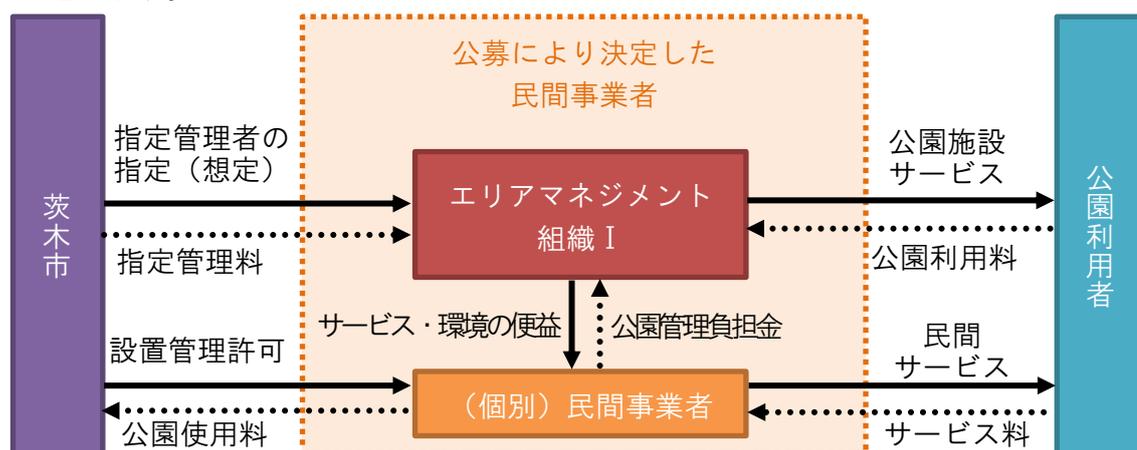
事業範囲	事業手法
公園施設（公共施設）	設計・施工一体型発注（DB方式）＋指定管理者制度を想定
公園施設（民間施設）	設置管理許可（都市公園法）

※河川区域内は、河川占用を併用

■運営スキーム

本市は、公の施設の指定管理者制度を活用し、公園施設（公共施設）の管理運営を、民間事業者が設立、参画するエリアマネジメント組織Ⅰに行っていただくことを想定しています。

また、エリアマネジメント組織Ⅰは、公園施設（公共施設）と公園施設（民間施設）からなる公園全体を一体的に管理運営のうえ、独自のまちづくり活動を実施するものとします。



※公園施設（公共施設）の指定管理者の指定の対象は、民間事業者が設立、参画するエリアマネジメント組織Ⅰに限ります。

※公園施設（民間施設）の設置管理許可の対象は、エリアマネジメント組織Ⅰ、個々の民間事業者のいずれであっても可能です。

※公園施設（民間施設）が、河川区域内に設置される場合、都市公園法に基づく公園使用料に加えて、大阪府流水占用条例に基づく河川占用料相当額を本市に納付するものとします。

※指定管理者は、公園施設（公共施設）の利用料金を公園利用者から徴収できます。

(イ) 本市予算額（投資）の考え方

本事業の投資予算の総額は、本市が提示する「本市予算額の上限」と、民間事業者が提案する「民間投資額」の合計であり、この投資総額をもとに、公園施設（公共施設）と公園施設（民間施設）を提案してください。

■本市予算額の上限

本市予算額の上限は、10 億円（消費税及び地方消費税を含む）であり、詳細設計及び土地造成（本要項で提示する条件からの変更を行う場合）、インフラ整備を含む公園施設（公共施設）の整備に係る一切の費用を含みます。ただし、P34「(7) 公園施設（公共施設）の設計、施工、施工監理」に示す「本市の財政投資の対象」のうち、用地の確保に係る費用は含みません。

■投資額の分担イメージ

公園施設（公共施設）は、原則として本市予算額の上限以内の金額で提案してください。

本市予算額の上限を超える公園施設（公共施設）を整備する提案を行う場合、超過分は民間投資により行うものとし、その帰属については協議するものとします。

施設種別	機能例	予算額
公園施設 (公共施設)	拠点施設 駐車場 構内通路 広場・植栽 トイレ・東屋 浮棧橋 等	本市予算額 の上限 10 億円 (税込)
公園施設 (民間施設)	飲食施設 物販施設 宿泊施設 吊り橋 (スカイウォーク) ジップライン ロープウェイ 等	民間投資額 提案額

(ウ) 管理運営予算の考え方

エリアマネジメント組織 I は、本事業により整備する都市公園の管理運営およびダム周辺エリアを含む北部地域振興につながるまちづくり活動を行うものとしします。

具体的には、指定管理者制度を活用する以下の仕組みを想定しています。これを元に、エリアマネジメント組織 I の取組内容と事業収支を提案してください。

なお、この仕組みについては、選定された民間事業者との協議により、変更する場合があります。

■都市公園の管理運営に必要な費用の負担の考え方

- ・ エリアマネジメント組織 I は、本市が所有する都市公園（公共施設）の管理運営に要する費用のほか、組織の運営費や自ら実施するまちづくり活動の費用を支出します。
- ・ このうち、都市公園（公共施設）の管理運営に要する費用について、その一部を本市は指定管理料として負担することを想定していますが、その上限額としては、都市公園内において、設置管理許可制度に基づき施設設置者が本市に納付する「公園使用料の総額相当額」を目安とします。
- ・ エリアマネジメント組織 I は、上記の指定管理料のほか、公園利用者が支払う公園利用料を収入とすることができます（利用料金制度）。また、必要に応じて、都市公園（公共施設）内で事業を実施する民間事業者が、公園管理運営負担金を負担する提案も認めます。
- ・ 「都市公園の管理運営に要する費用」「公園利用料」「指定管理料」は、本市と民間事業者が、民間事業者の提案に基づき、協議のうえ予め定めるものとしします。
- ・ これらの金額は、都市公園の供用開始から 3 年毎に見直すものとしします。

■組織運営及びまちづくり活動の費用

- ・ エリアマネジメント組織 I の運営費および自ら実施するまちづくり活動の費用について、本市は負担しません。

運営スキーム例

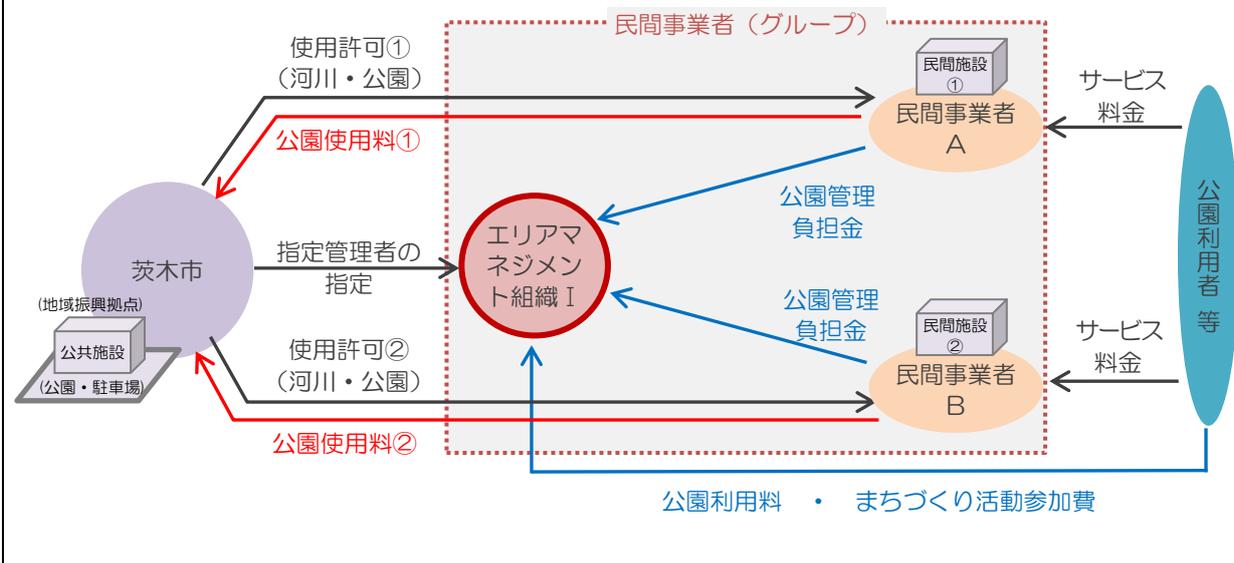
民間事業者は、公園施設の所有区分、関係者間の契約関係、費用分担及び徴収方法等を、本募集要項に定める規定を満たす範囲で、自由に提案することができます。

下記に、応募者の理解を助けるための一例を示しますが、これに限るものではありません。

■本例の条件設定

- ・ 民間事業者（2社）が共同で提案。事業者間で調整し、収益事業と公園の管理運営を実施。
- ・ 民間事業者（2社）が公園を包括的に管理運営するためのエリアマネジメント組織 I を設立。
- ・ 設置管理許可により、民間事業者が個別に民間施設を設置。

■スキーム図

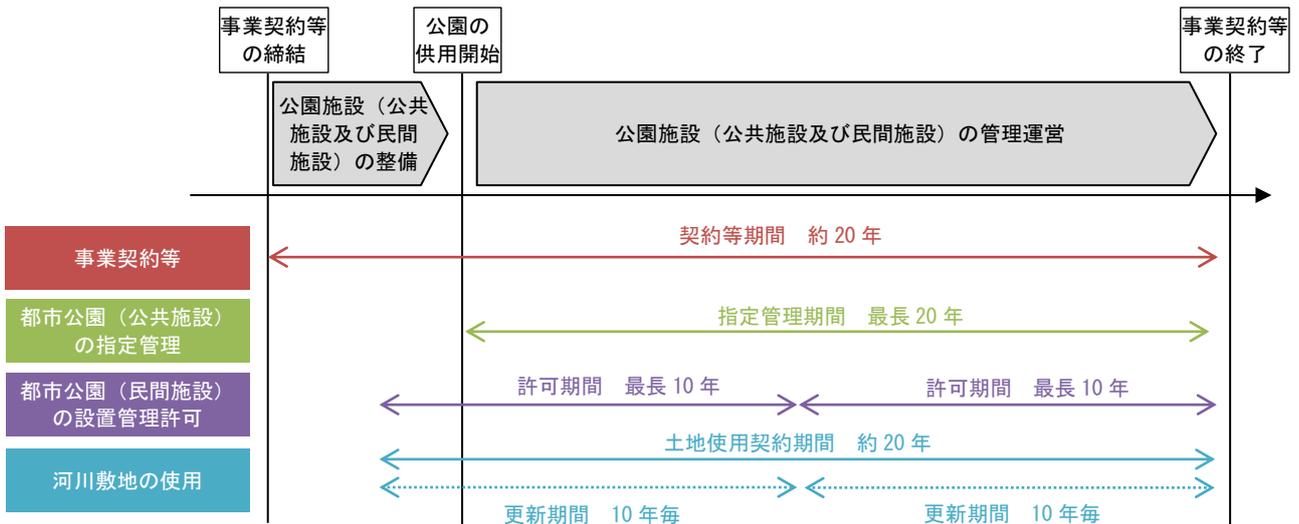


② 事業期間

(7) 事業期間の考え方

本事業の事業期間は、事業契約等の締結から約 20 年間を目安とし、本市と民間事業者の協議により定めるものとします。

また、地方自治法に基づく公園施設（公共施設）の指定管理者の指定（想定）、都市公園法に基づく公園施設（民間施設）の設置管理許可、河川法に基づく河川敷地の使用契約については、それぞれ許可期間、更新時期が異なります。



(イ) 都市公園（公共施設）の指定管理（想定）

指定管理の開始より最長 20 年間とし、本市と民間事業者の協議により定めるものとします。

(ロ) 都市公園（民間施設）の設置管理許可

設置管理許可の期間は、許可日より 10 年以内とします。また、本期間内に、許可の対象となる民間事業者より設置管理許可の再申請があった場合、10 年以内を期間として許可を与えることとします。

ただし、期間中に欠格事項に該当する、または、民間事業者の施設運営が本事業の目的と明らかに反する、若しくは、安全上その他の点から適切に管理がされていないと本市が判断する場合には、民間事業者の再申請に際して、本市は許可を行わない場合があります。これにより生じた、民間事業者の費用や損害に対し、本市は賠償を行いません。

(ハ) 河川敷地の使用

河川敷地の使用契約については、10 年毎に更新手続きを行います。民間事業者には、契約を継続しようとする場合はその前年度において、また、その他府が求める場合において、府審議会（P8「(5) 府における河川水辺の賑わいづくりの取組み」参照）へ事業の運営状況等を報告していただき、河川区域を活用した賑わい創出に資する事業の実施状況や安定性等について審議の上で、「継続」の意見を受けなければなりません。審議結果により、更新が認められない場合や、更新に当たっての付帯条件、報告義務等が課される場合があります。なお、審議結果により生じた民間事業者の費

用や損害に対し、本市は賠償を行いません。

③ 事業範囲別の要件

(7) 公園施設（公共施設）の設計、施工、施工監理

民間事業者は、本募集要項に定める諸条件に従い、公園施設（公共施設）の整備の提案を行うことができます。本市は、公募により選ばれた民間事業者の提案をもとに民間事業者と協議を行い、両者合意のもと、施設内容を決定します。また、本市は、民間事業者に、公園施設（公共施設）の設計、施工、施工監理を一体的に発注する予定です。

本市の財政投資の対象は、以下の分類とします。この範囲内で、公園施設（公共施設）の提案を行ってください。

本市の財政投資の対象（分類）

- | | |
|---|----------------|
| a | 用地の確保 |
| b | 基盤造成を含めたインフラ整備 |
| c | 駐車場整備 |
| d | 構内通路整備・周辺道路の改修 |
| e | 拠点施設の整備 |
| f | その他の公園施設 |

また、公園施設（公共施設）の提案を行うに当たっては、併せて P37～46 「⑤エリア別の整備要件」に従うものとします。

(4) 公園施設（民間施設）の設置、管理運営

民間事業者は、本募集要項に定める諸条件に従い、公園施設（民間施設）の設置、管理運営の提案を行うことができます。本市は、民間事業者の提案をもとに民間事業者と協議を行い、両者合意のもと、施設内容を決定します。また、施設の設置等に当たっては、都市公園法第5条に基づくものとします。

施設の設計に当たっては、過度に閉鎖的な空間とならないよう、公園施設として相応しい配置やデザインに留意してください。具体例として以下の事項を参考としてください。

- ・一般の公園利用者も利用できるフットパスやオープンスペースを設ける。
- ・建物内外、敷地内外の視認性を高め、空間の一体化を図る。
- ・公園全体や周囲の自然・まちなみとの景観の調和を図る。
- ・公園施設（民間施設）の利用者が、公園施設（公共施設）を活用できるようにするなど、運営等の工夫により、賑わいの連続性を図る。

また、公園施設（民間施設）の提案を行うに当たっては、併せて P37～46 「⑤エリア別の整備要件」に従うものとします。

(ウ) 公園施設（公共施設）の管理運営等を行うエリアマネジメント組織Ⅰの設立、運営等

■組織の形態

都市公園の指定管理業務を行なうことが可能な組織形態とします。

■組織への参画者

エリアマネジメント組織Ⅰの組成・運営等には、原則として、下記に該当する者の全てが参画することを想定しています。

- ・本事業において、都市公園の設置管理許可を受ける者。
- ・エリアマネジメント組織Ⅰが実施する都市公園の管理運営業務（指定管理者制度の活用を想定）について、エリアマネジメント組織Ⅰより主要な業務を受託する者。

■組織への参画方法

エリアマネジメント組織Ⅰに対する資本・基金等の拠出、役職員の兼務・出向等を行うとともに、組織の意思決定や運営に携わることが想定しています。

■本市による監督

エリアマネジメント組織Ⅰの経営・活動の内容については、定期的に本市に報告していただきます。本市は、組織の経営・活動を監督するとともに、組織の目的に合致する活動を十分に行っていない場合等において、是正を求めることがあります。

■組織の活動①「都市公園の管理運営」

本市は、エリアマネジメント組織Ⅰを指定管理者として定め、公園施設（公共施設）の管理運営をエリアマネジメント組織Ⅰに行ってもらうことを想定しています。

なお、管理運営に当たっては、公園施設（民間施設）の設置者と協力し、一体的な管理運営に努めるものとします。

■組織の活動②「まちづくり活動の実施」

エリアマネジメント組織Ⅰには、都市公園の管理運営とは別に、安威川ダム周辺のプロモーション・まちづくり活動の実施等の独自の活動を行うことを期待します。

まちづくり活動の一例としては、安威川ダム周辺におけるイベントの実施や、周辺で活動する地域団体との連携や活動の場の提供等が挙げられますが、これらに関わらず民間事業者が提案できるものとします。

■ 組織の活動③「ダム事業区域（本市管理受託対象）の管理」

エリアマネジメント組織Ⅰは、都市公園の管理運営とは別に、安威川ダム周辺整備事業区域のうち、都市公園に含まれない河川区域の維持管理を、本市より受託することができるものとしします。

業務内容は、河川敷や法面の巡視、草刈り等を想定していますが、具体的な業務内容、対象範囲、委託費については、本市及び河川管理者である府と協議のうえ定めるものとしします。

④ 北部地域の振興に資する取組み

(7) 民間事業者への期待

民間事業者には、ここまでに記載した条件の他、本事業における民間事業者の様々な活動のなかで、北部地域の振興に資する取組みを恒常的に実施することを期待します。

以下に取組みのイメージを示しますが、これに限らず、多様な提案を期待します。

- ・ 地域内での雇用創出
- ・ 地産地消等の本市の特色を生かした事業
- ・ 北部地域で活動する諸団体と連携した事業
- ・ 北部地域の集客施設相互の回遊性を高める取組み
- ・ その他、北部地域全体の活性化に資する活動

(イ) エリアマネジメント組織Ⅱの組成・運営

■ 組織の組成

本市は、本事業を契機とした北部地域活性化の促進を目的に、エリアマネジメント組織Ⅰを事務局とした、自治体・民間事業者・地域団体等からなるエリアマネジメント組織Ⅱの組成を目指します。（エリアマネジメント組織Ⅱの詳細は、P26「(イ) エリアマネジメント組織Ⅱの概要」を参照してください。）

■ 組織の活動

組織の活動としては、以下の内容を想定しています。

- ・ 各団体・民間事業者の活動情報の共有
- ・ 連携事業のコーディネート、等

■ 組織の運営

参加者相互の協力により組織を運営することを想定しています。また、エリアマネジメント組織Ⅰに事務局を担って頂くことを想定しています。

⑤ エリア別の整備要件

(7) ダム湖上流エリアの要件

■ 基本要件

自然歩道や権内水路、下音羽川のせせらぎなど、豊かな自然を体験できる公園整備の提案を求めます。

本エリアは、現時点で事業対象範囲が明確に定まっていません。提案に当たっては、**次頁参考図**の提案可能区域を目安としてください。

また、民間事業者の提案に基づき施設を整備するに当たっては、当該区域を都市公園に指定する予定です。

公園施設（公共施設）及び公園施設（民間施設）の整備は、都市公園区域内に限られます。現時点において、本エリアにおける都市公園の区域は**次頁参考図**に示す河川区域外の平坦地を予定していますが、**民間事業者からの提案があれば、より広い区域の指定を検討します。**

なお、河川区域内を使用する場合は、都市公園法に加え、河川法の制限を受けます。

■ 公園施設（公共施設）に係る要件

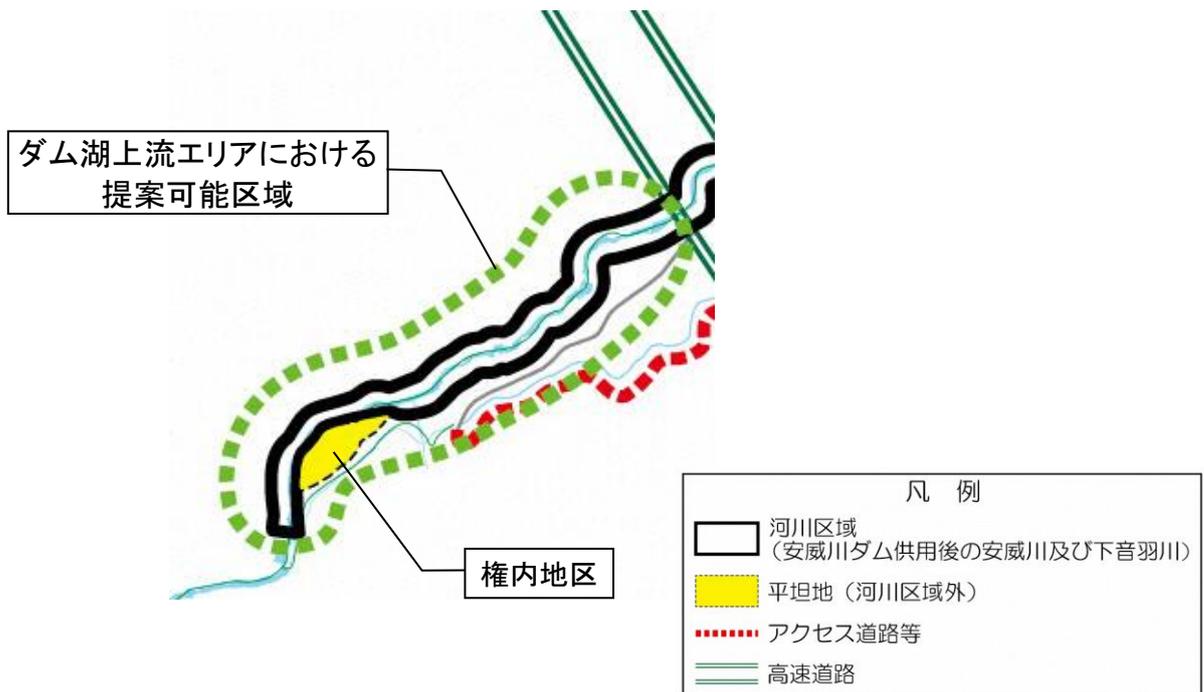
	分類	備考
a	用地の確保	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が公園施設（民間施設）を設置する場合に限り、河川区域外の事業用地を、本市が土地所有者より購入または借地することで確保する予定です。 ※河川区域内については、河川占用によります。 確保範囲は、建物、駐車場、その他工作物等、公園施設（民間施設）または公園施設（公共施設）の設置に要する用地です。
b	基盤造成を含めたインフラ整備	<ul style="list-style-type: none"> 本エリアは、関西電力が提供する電力、本市が提供する上下水道、大阪ガスが提供する都市ガス、通信会社が提供する有線の通信回線について、サービスの提供エリアから離れているため、これらのサービスの利用を想定していません。 「f その他の公園施設」の整備に当たり必要となる自家発電（太陽光含む）、簡易水道、浄化槽等の整備は提案可能です。 建物の建設、造園、通路等の整備に必要な基盤造成を提案可能です。 敷地条件を踏まえ効率的な方式を提案してください。
c	駐車場整備	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じた台数分（ただし、普通車で約 20 台まで）の駐車場整備を提案可能です。
d	構内通路整備・周辺道路の改修	<ul style="list-style-type: none"> 構内通路の整備、周辺道路の改修を提案可能です。 なお、以下の道路について、本市が整備を進めています。 * 権内地区へのアクセス道路（P19 表中のアクセス道路等 A）
e	拠点施設の整備	

	分類	備考
f	その他の公園施設	・河川区域外において、芝生広場、植栽、公衆トイレ、東屋、ベンチ、親水広場等の整備を提案することができます。(都市公園法に定める公園施設に該当することを条件に、自由な提案を受け付けます)

■ 公園施設（民間施設）に係る要件

基本要件に従い、適切な施設を提案してください。

■ 参考図



(イ) ダム湖及びダム湖内平坦地エリアの要件

■ 基本要件

安威川ダムが生み出す水辺の環境や、安威川の溪流環境が体験できる公園整備の提案を求めます。

全域が河川区域内であることから、提案に当たっては河川法の制限に留意してください。特に、P47「⑥河川区域内の占用・使用に関する留意事項」を参考に、冠水リスクを踏まえ、事業内容や実施場所を検討してください。

なお、「ダム湖上空エリア」の直下を利用する場合は、「ダム湖上空エリア」で実施する事業との間で、法令や安全性等を踏まえた必要な調整を行うものとします。

■ 公園施設（公共施設）に係る要件

	分類	備考
a	用地の確保	
b	基盤造成を含めたインフラ整備	<ul style="list-style-type: none"> ・電気・上下水道・ガス・電話回線等については、民間事業者の提案に応じて、本市が河川管理者である府と協議を行います。協議の結果、計画の変更が必要となる場合があります。 ※土地標高 E. L. 125. 0m 以上に限定します。(詳細は P47「⑥河川区域内の占用・使用に関する留意事項」を参照) ・建物の建設、造園、通路等の整備に必要な基盤造成を提案可能です。 ・敷地条件を踏まえ効率的な方式を提案してください。
c	駐車場整備	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた台数分の駐車場整備を提案することができます。
d	構内通路整備・周辺道路の改修	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の道路等の整備・改修を提案可能です。 ※府道茨木亀岡線からのアクセス道路等（下流側）の改修（P19 表中のアクセス道路等 B） ※都市計画道路大岩線（事業中）からのアクセス通路の整備（P19 表中のアクセス道路等 C） ※ダム左岸道路（市道）からのアクセス通路の整備（P19 表中のアクセス道路等 D） ※府道茨木亀岡線からのアクセス通路（上流側）の改修（P19 表中のアクセス道路等 E） ・その他、敷地内通路の整備、周辺道路の改修を提案可能です。
e	拠点施設の整備	
f	その他の公園施設	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法の制限の範囲内で、芝生広場、植栽、公衆トイレ、東屋、ベンチ、栈橋、親水広場等の整備を提案することができます。（都市公園法に定める公園施設に該当することを条件に、自由な提案を受け付けます） ※P47「⑥河川区域内の占用・使用に関する留意事項」を参考に、冠水リスクに留意した適切な施設配置としてください。

■ 公園施設（民間施設）に係る要件

基本要件に従い、適切な施設を提案してください。

電気・上下水道・ガス・電話回線等を要する建築物・工作物等を設置する場合、土地標高 E.L.125.0m 以上に限定します。

■ 参考図

別紙「河川区域内の平坦地について」の通り。

(ウ) ダム湖上空エリアの要件

■ 基本要件

ダム湖の上空を利用し、湖面の兩岸を結び、回遊性を高める機能や、ダム湖の眺望を生かしたアクティビティが体験できる公園整備の提案を求めます。

本エリアへの公園施設（民間施設）の提案は必須とし、**次頁図**に示す位置に、公園施設（民間施設）として、ダム湖兩岸を渡る歩行者動線（吊り橋等）を確保することを要件とします。また、その他アクティビティのための施設（例：ジップライン等）を併設することも可能です。

なお、これらに附帯する管理棟、待合室等は全て、公園施設（民間施設）として整備するものとします。

■ 公園施設（公共施設）に係る要件

	分類	備考
a	用地の確保	<ul style="list-style-type: none">右岸側の端点は、「ダム湖隣接平坦地エリア」に含まれます（本市が土地所有者より購入予定）。左岸側の端点は、河川区域外の事業用地を本市が土地所有者より購入または借地することにより確保する予定です。 ※河川区域内の空中への架設については、河川占用の対象となります。
b	基盤造成を含めたインフラ整備	<ul style="list-style-type: none">右岸側の端点周辺において、基盤造成、電気・上下水道・ガス・電話回線等について、本事業の対象敷地までの引き込み及び敷地内の配管を提案可能です。左岸側の端点周辺において、基盤造成を提案可能です。敷地条件を踏まえ効率的な方式を提案してください。
c	駐車場整備	(対象外) ※本エリアで実施する事業のために駐車場が必要な場合は、「ダム湖隣接平坦地エリア」への駐車場整備を提案してください。
d	構内通路整備・周辺道路の改修	(対象外) ※右岸側の端点へのアクセスは、「ダム湖隣接平坦地エリア」への提案に含めてください（ 必須要件 ）。
e	拠点施設の整備	
f	その他の公園施設	<ul style="list-style-type: none">兩岸端点周辺において、芝生広場、植栽、公衆トイレ、東屋、ベンチ等の整備を提案することができます。

■ 公園施設（民間施設）に係る要件

基本要件に従い、適切な施設を提案してください。

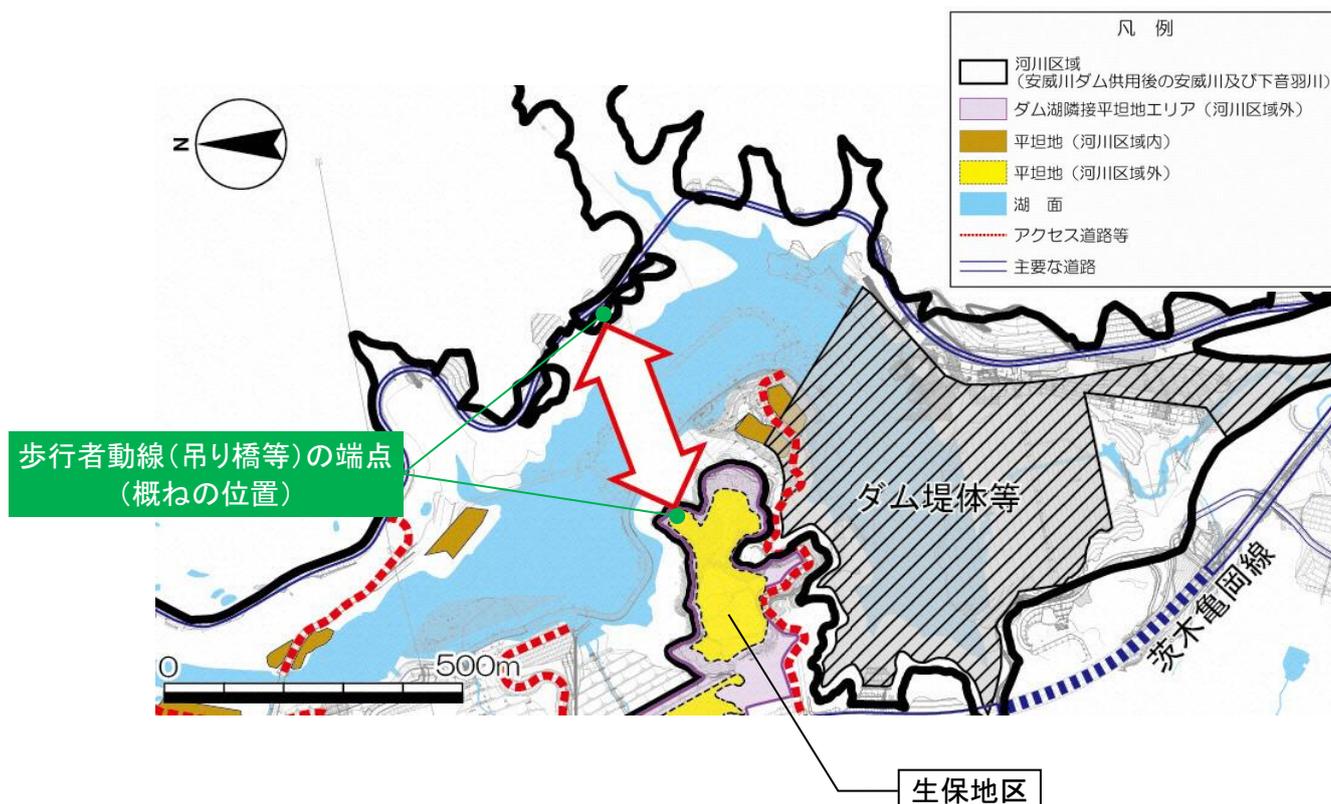
本エリアへの提案は必須とし、ダム湖兩岸を渡る歩行者動線（吊り橋等）を提案することを要件とします。ヘルメット、ハーネス等の防護具を着用しなくても通行可能な安全対策を施すこととし、車椅子でも対面通行可能な有効幅員、勾配を確保してください。なお、通行者から利用料を徴収することは妨げませんが、事業協力者等が無料で通行可能な仕組みを併せて提案してください。

河川区域内には、原則として地表面に施設や工作物を設置しないこととし、両端部に必要となる施設（橋脚、橋台、基礎、アンカー、関連施設（管理棟、待合スペース等）等）は、全て河川区域外に配置してください。やむを得ず河川区域内に施設設置を行う場合は、河川管理者との協議が必要となります。

右岸側の端点は、ダム湖隣接平坦地エリア（生保地区）にあたります。必要な施設をダム湖隣接平坦地エリア内にて提案してください。

なお、本エリアへの民間事業者の提案に応じて、施設の設置、管理に必要な範囲を、都市公園区域及び河川区域の包括占用の範囲に含める予定です。

■ 参考図



■ダム湖兩岸を渡る歩行者動線（吊り橋等）の設置条件

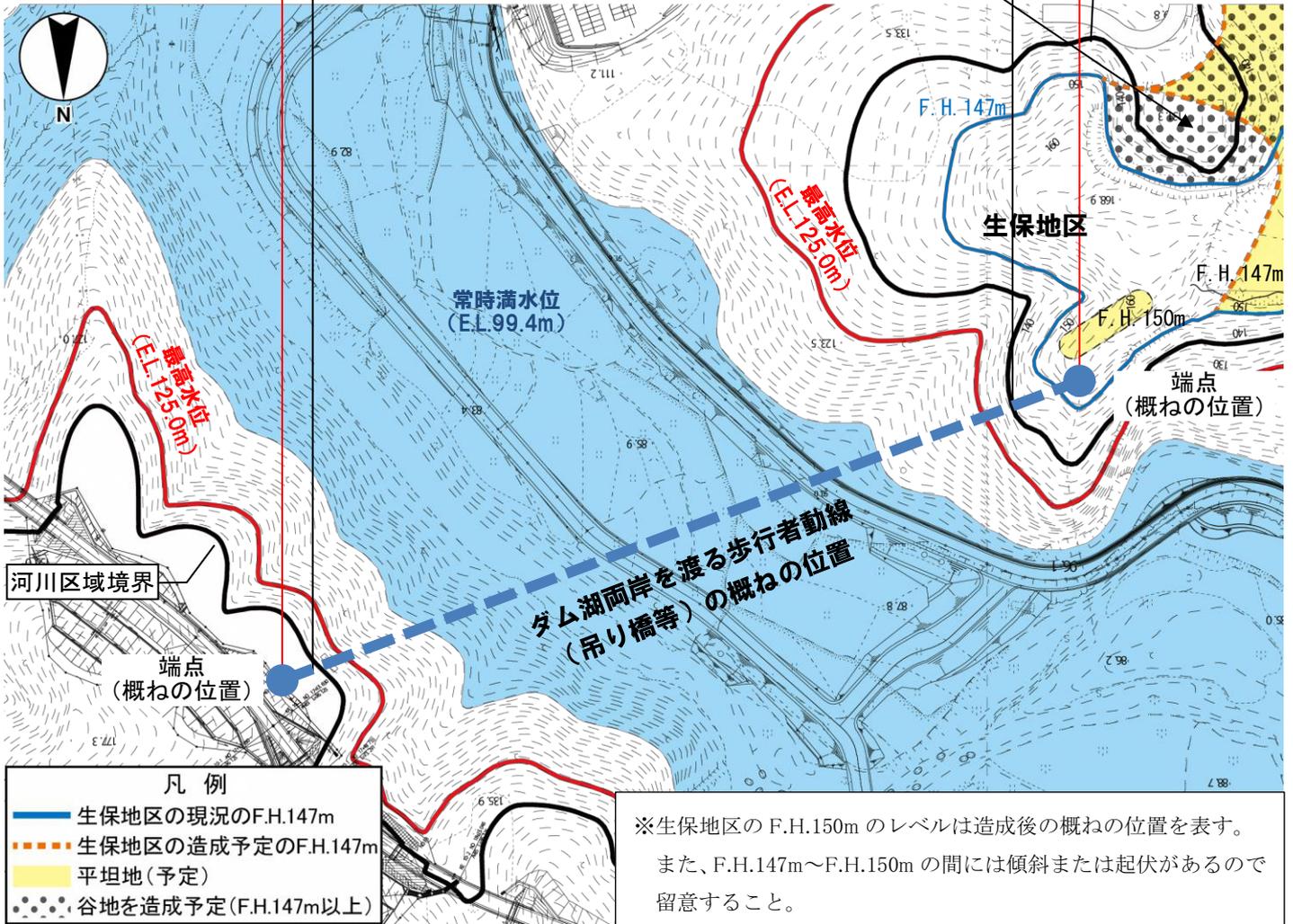
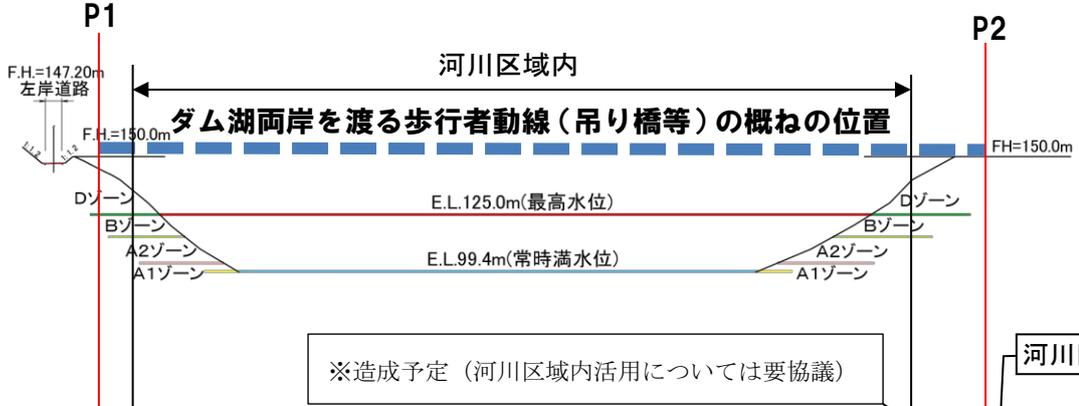
以下に、提案していただく歩行者動線（吊り橋等）の概ねの位置を示します。

【左岸側】

【右岸側】

端点の概ねの位置

端点の概ねの位置



(I) ダム湖隣接平坦地エリアの要件

■ 基本要件

府道茨木亀岡線沿いに立地し、ダム湖畔にも近い河川区域外の敷地約9ha（うち平坦地約3.5ha）を活用し、安威川ダム周辺の集客と地域振興の拠点となる施設（以下、「拠点施設」といいます。）を中心とした、公園整備の提案を求めます。

本エリアへの公園施設（民間施設）の提案は必須とします。また、公園施設（公共施設）として、拠点施設や駐車場を提案することを必須とします。

なお、本エリア内の生保地区は、「ダム湖上空エリア」において提案を求めるダム湖兩岸を渡る歩行者動線（吊り橋等）の端点にあたります。そのため、本エリア内には、公園施設（公共施設）として「ダム湖上空エリア」に通じる通路の整備を提案することを必須とします。

■ 公園施設（公共施設）に係る要件

	分類	備考
a	用地の確保	・府道茨木亀岡線に面した河川区域外の事業用地約9haを、本市が土地所有者より購入することにより確保する予定です。
b	基盤造成を含めたインフラ整備	・基盤造成、電気・上下水道・ガス・電話回線等について、本事業の対象敷地までの引き込み及び構内の配管を提案可能です。
c	駐車場整備	・公園施設の来訪者が利用するための駐車場の整備を提案するものとします（ 必須要件 ）。駐車台数は、普通車300台以上を要件とします。また、バス等、大型車両の駐車場の整備を提案することも可能です。 ※公園施設（民間施設）の特定の利用者のみが利用できる駐車場、従業員用駐車場は、本市の財政投資の対象としません。
d	構内通路整備・周辺道路の改修	・以下の道路等の整備を提案するものとします（ 必須要件 ）。 *ダム湖上空エリアへのアクセス通路（右岸側）の整備（P19表中のアクセス道路等F） *ダム湖隣接平坦地エリア内の連絡通路の整備（P19表中のアクセス道路等G） ・本エリア内の拠点施設、駐車場、「ダム湖上空エリア」との間を相互に移動できるよう、歩行者動線を確保してください。 ・その他、構内通路の整備、周辺道路の改修を提案可能です。
e	拠点施設の整備	・地域振興や環境保護活動等に関する市民活動、北部地域の活性化に向けた地域の団体や事業者との連携の拠点となる施設の整備を提案するものとします（ 必須要件 ）。 ・延べ床面積600㎡程度の建築物を想定していますが、民間事業者の提案により、変更することも可能です。
f	その他の公園施設	・芝生広場、植栽、公衆トイレ、東屋、ベンチ等（都市公園法に定めるもの）の整備を提案するものとします。 ・本事業の目的に沿う範囲で、自由な提案を受け付けます。

■ 公園施設（民間施設）に係る要件

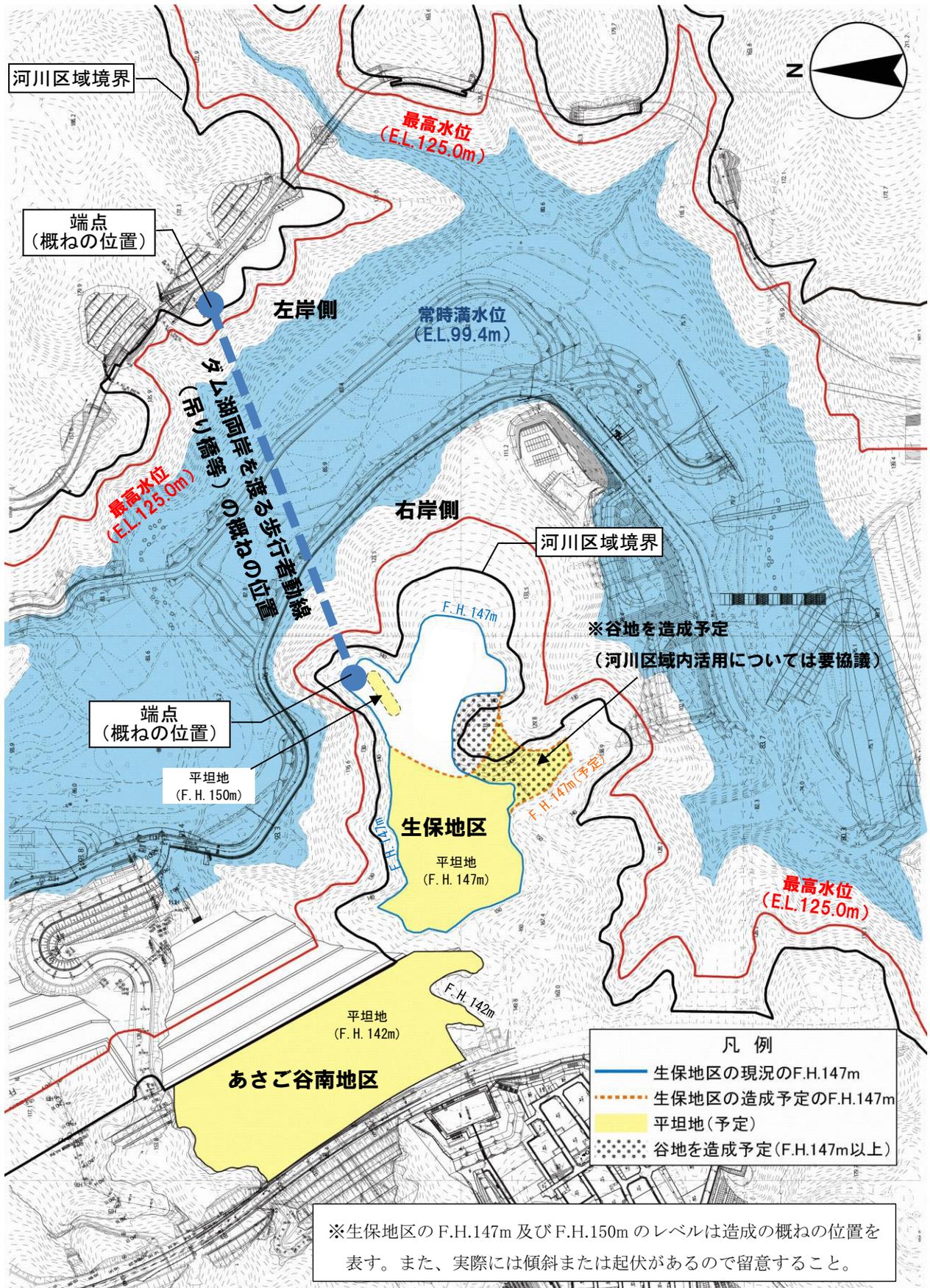
基本要件に従い、適切な施設を提案してください。

■ 参考図



■ 拡大図

生保地区の平坦地は、造成後の F.H.147m 及び F.H.150m のレベルを表しますが、実際は起伏がありますので留意してください。



⑥ 河川区域内の占用・使用に関する留意事項

河川区域内における、公園施設（公園施設または民間施設）の整備・管理運営に当たっては、以下の事項を遵守するものとします。

(7) 使用可能範囲

河川区域内において民間事業者が使用できる範囲は、P14～15「(イ) 河川法」及びP17「(エ) 関係法令等に基づく区域の整理」のとおりです。

なお、「ダム湖上空エリア」における、ダム湖兩岸を渡る歩行者動線（吊り橋等）の設置に係る河川区域上空の利用条件は、P41～43「(ウ) ダム湖上空エリアの要件」に記載のとおりです。また、その他のエリアで、河川区域上空を利用する提案を行う場合は、本条件に準ずるものとします。

なお、河川区域内では、治水上支障となる施設は設置できません。

(イ) 冠水頻度

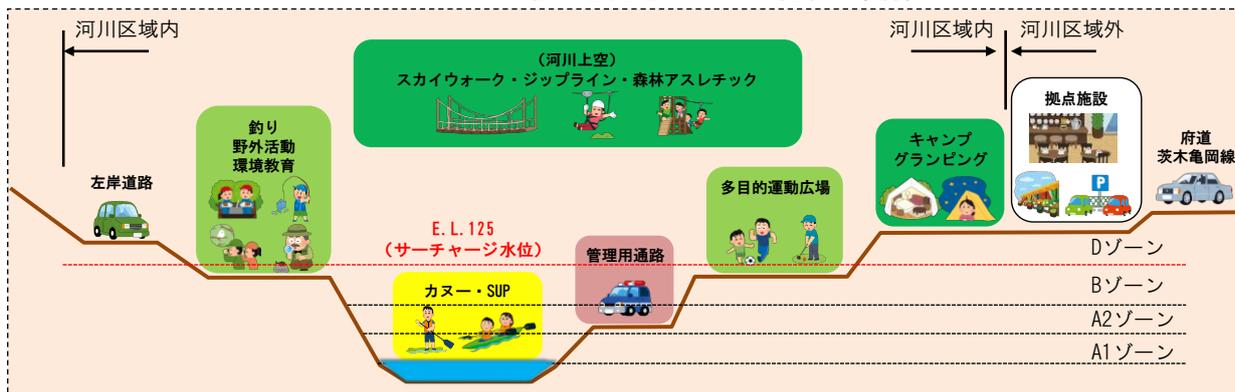
河川区域内の利用に当たっては、冠水リスクに留意する必要がありますので、事業の提案に当たっては、以下の事項に留意してください。なお、現時点で本市が河川区域内で想定している冠水リスクに応じた利活用想定については、「令和元年 第1回大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会」(P8「(5) 府における河川水辺の賑わいづくりの取組み」参照)の審議資料を参考にしてください。

- ・飲食施設、物販施設、宿泊施設など、建築物の設置を前提とする事業は、原則として河川区域外での実施を想定しています。ただし、河川区域内の一部の平場において、キャンプやグランピングなど、簡易な建築物や工作物による事業を提案することができます。
- ・前述のキャンプやグランピングのような宿泊機能、その他、電気・ガス・水道等の設備の設置を伴う事業の実施は、土地標高 E.L. 125.0m 以上に限定します。土地標高 E.L. 125.0m は安威川ダムの最高水位にあたり、同標高以上の土地は計画降雨では冠水しません。
- ・その他、スポーツ・レクリエーション機能を提供する事業についても、活動内容と冠水リスクの双方を勘案のうえ、実施エリアを検討してください。
- ・設置した建築物・工作物が冠水したことによる損害について、本市は賠償を行いません。また、設置した建築物・工作物が流失する等により、河川構造物や他の施設に損害を与えた場合、設置者の責において、これを原状に復するものとします。

(ウ) 地中埋設物に係る留意事項

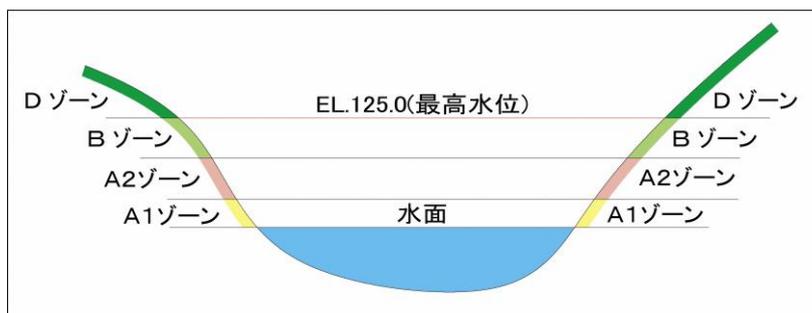
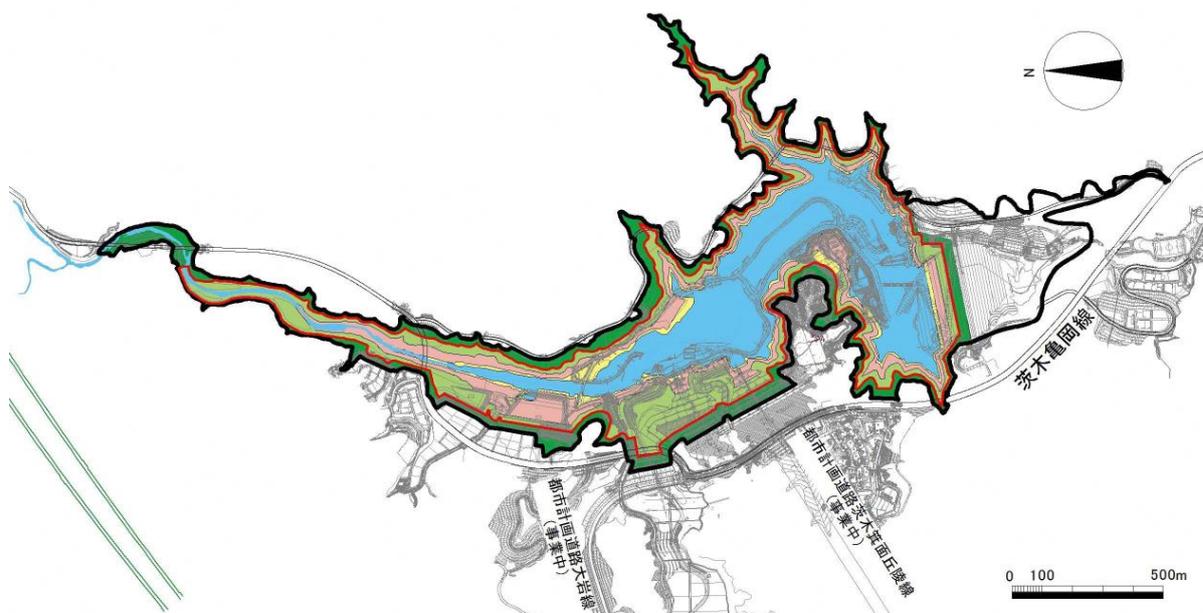
電気・上下水道・ガス・電話回線等の地中埋設物については、土地標高 E.L.125.0m 以上に限定して設置を提案できます。なお、その埋設場所や、埋設方法、線形計画等については、本市と河川管理者である府で協議の結果、変更が必要となる場合があります。

河川区域内・外の利活用想定と冠水の可能性の関係



凡 例			
冠水頻度(区分)	色 別	土地標高	備考(冠水確率規模)
Dゾーン		E.L.125.0以上	最高水位以上
Bゾーン		E.L.115.3~125.0	1/10~最高水位
A2ゾーン		E.L.104.0~115.3	1/1~1/10確率
A1ゾーン		E.L.99.4~104.0	常時満水位~1/1確率
水面		E.L.99.4以下	常時満水位以下

E.L.125.0(最高水位) ダム事業区域境界



(I) 河川区域へのアクセス

河川区域へのアクセスは、P19「②アクセス道路等」に記載のとおりです。

(II) 河川管理者との協議事項

本市は、本事業による河川区域の使用に当たっては、独占的・排他的であるかどうかに関わらず、事業契約等の締結までに河川管理者である府とその内容について協議を行い、民間事業者はその協議結果に従うものとします。また、荒天時等、河川区域内の使用が危険であると判断される状況における、使用中止基準や施設利用者の安全対策等についても協議を行うものとします。現時点で想定している河川区域内が使用禁止となる状況は以下のとおりです。

- ・本市に大雨警報・洪水警報が発令されているとき、ダム湖内水位が最大で25m程度上昇する可能性があるため、河川区域内の使用が禁止される可能性があります。なお、本市における近年の大雨警報・洪水警報の発令実績は下表のとおりです。

年		2018	2017	2016	2015	2014	2013
発令回数	大雨警報	9	9	12	4	7	8
	洪水警報	3	5	11	3	8	8

- ・安威川ダムでは、ダム下流の河川環境改善のため、府により、フラッシュ放流の実施計画が検討されています。フラッシュ放流の実施中は、ダム湖の水位が常時満水位より下降するため、湖面の使用が不可能となる可能性があります。なお、フラッシュ放流の実施計画については、「大阪府河川周辺地域の環境保全等審議会『安威川ダム環境改善放流検討部会』」における審議を踏まえ、府において決定される予定です。
- ・安威川ダムでは、上流から流入する土砂が湖底に堆積することを想定していますが、府がこれの浚渫作業を行うことがあります。本市および民間事業者は、この作業に伴う河川区域内の使用停止等について、府の指示に従うものとします。

なお、河川管理者である府との協議事項については、以下の事項を想定していますが、詳細は民間事業者の提案内容を踏まえて決定していきます。

■ 共通

- ・使用可能範囲（冠水頻度および当該箇所へのアクセス手法への配慮）
- ・地形の変更が許容される範囲（平面及び断面）
- ・時間帯（昼間・夜間等）による使用制限
- ・自由使用と占用の考え方
- ・降雨や出水など気象状況による使用中止基準
- ・占有が原因で発生する維持管理や補修を行う範疇
- ・利用（使用）中止時における利用者への注意喚起および安全確認手法

-
- ・ダム湖周辺や拠点施設の維持管理、活性化にむけた地域活動団体の活用方法
 - ・防災上必要な教育の実施と訓練の実施マニュアル、避難計画の策定
(本項目については、府審議会に事業内容を報告する際 (P58「(8) 事業スケジュール (予定)」参照) に、必ず盛り込むこと。)

■ダム湖、河川の上空

- ・動力付き船舶航行の可否
- ・ダム湖水位上昇による使用中止基準
- ・流木処理やフラッシュ放流等維持管理作業時の使用制限

■ダム湖周辺

- ・火気の使用可能な範囲

(カ) 民間事業者の責務

本事業において、民間事業者が河川区域を使用するに当たっては、以下の責務を負うものとします。

- ・河川管理施設の損傷防止の責務
- ・民間事業者の利用に伴う苦情対応の責務
- ・地域との合意形成の責務 (事業実施の事前説明、意見等への対応)
- ・生物や環境への配慮、水質汚濁防止の責務

(キ) 河川管理者からの指示への対応

本事業の実施に当たり、河川管理者である府が河川法、その他の法令・条例に定める権限に基づき、本市または民間事業者に対し、整備内容・運用方法等について、改善その他の指示を行った場合、これに従うものとします。

(ク) 河川区域使用契約終了に伴う措置

河川区域内に民間事業者が設置し、所有する施設 (建築物・工作物等) について、本市との河川区域の使用契約が終了し、更新されない場合は、本市による都市公園法第5条に基づく対象施設の設置管理許可も同時に終了するものとします。

本市との河川区域の使用契約が終了する場合、民間事業者には原状回復義務が生じますが、その取扱いは、P53「⑧ 公園施設 (民間施設) の原状回復義務及び履行の担保」に準ずるものとします。

⑦ 公園施設（民間施設）の設置に係る使用料等

(7) 都市公園の設置管理許可に関する条件

都市公園内への公園施設（民間施設）の設置に当たっては、本市による都市公園法第5条に基づく設置管理の許可を受けて頂きます。許可の対象は、施設を設置したり民間事業者が独占的に使用したりする範囲です。

また、設置管理許可により、本市は使用料を徴収します。使用料の金額については、下表の範囲で、民間事業者が提案してください。

公園使用料

占用または使用の区分	単位	金額【単位：円】
公園施設を設ける場合	一平方メートル・一年	1,000円 以上

※本表の公園使用料は現在の茨木市都市公園条例によるものではありません。民間事業者の提案を踏まえ、料金改定について検討します。

(4) 河川区域内の占用・使用に関する条件

河川区域内の占用に当たっては、大阪府流水占用料等条例に基づき、次頁の表のとおり、府知事が本市から占用料を徴収します。民間事業者は使用に応じて、相当額を包括占用者である本市に土地使用料として納付してください。

同表の「占用または使用の区分」及び占用範囲の考え方については、概ね以下の考えに基づきますが、具体的には協議によって河川管理者である府が決定します。

- ・民間事業者が施設整備またはサービスの提供に当たり、河川区域内の区画を排他独占的に利用する場合は、その区画は大阪府流水占用料等条例の対象と判断されます。
- ・ここでいう「排他独占的」とは、サービスに係る対価を支払った人のみが使用可能であることや、第三者の利用を妨げる用途を設定する場合を指します。

河川占用料（大阪府流水占用料等条例より抜粋）

占用または使用の区分	単位	金額(五等地) 【単位： 円】
橋りょう、栈橋、上屋その他これらに類する物を設置するもの	一平方メートル・一年	360
台船、浮棧橋その他流水面上におけるこれらに類する物を設置するもの(集客施設を有するものを除く。)		180
工作物(舗装を含む。)の設置を伴わないもの(物揚場等)		75
球技広場、運動場その他これらに類する物を設置するもの		105
飲食店、売店その他これらに類する物を設置するもの	一平方メートル一年	1,910
突出看板、広告板その他これらに類する物を設置するもの	表示面積一平方メートル一年	1,910
台船、浮棧橋その他流水面上におけるこれらに類する物を設置するもの(集客施設を有するものに限る。)	一平方メートル一年	1,910
第一種電柱	一本一年	1,000
第二種電柱		1,600
第三種電柱		2,200
外径十センチメートル未満のもの	一メートル一年	50
外径十センチメートル以上十五センチメートル未満のもの		70
外径十五センチメートル以上二十センチメートル未満のもの		100
外径二十センチメートル以上四十センチメートル未満のもの		200
外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの		500
外径一メートル以上のもの		1,000
地下電線その他地下に設ける線類を設置するもの		4

備考

- ・「第一種電柱」とは電柱のうち三条以下の電線を支持するものを、「第二種電柱」とは電柱のうち四条または五条の電線を支持するものを、「第三種電柱」とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- ・長さ、占用若しくは使用の面積若しくは表示面積が一メートル若しくは一平方メートル未満であるとき、またはこれらの長さ若しくは面積に一メートル若しくは一平方メートル未満の端数があるときは、一メートルまたは一平方メートルとして計算するものとする。
- ・期間の計算については、一年未満の期間は月割計算による。この場合において、その期間が一月未満であるとき、またはその期間に一月未満の端数があるときは、一月として計算するものとする。
- ・占用または使用の場所が、二種類以上の等地または区域にわたる場合は、土地占用料の高い方の等地または区域の料金により計算するものとする。
- ・占用または使用の期間が一月に満たない場合の土地占用料の額は、金額の欄に定める金額に、当該占用または使用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額とする。
- ・一件の土地占用料の額が100円未満の場合は百円とし、その額が100円を超える場合においてその額に10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。

⑧ 公園施設（民間施設）の原状回復義務及び履行の担保

(7) 原状回復義務

本事業の開始後、事業期間の満了、途中解約、その他の事由により、本市が民間事業者に対して行う公園施設（民間施設）の設置管理許可が終了し、かつ更新の予定がない場合、民間事業者は公園施設（民間施設）を自らの負担により撤去し、許可の対象となる敷地を原状に復したうえ、本市に返還することを原則とします。ただし、本市が承諾した場合には、民間事業者は対象施設を本市に譲渡することにより、原状回復に代えるものとします。

なお、本事業は、公園施設（公共施設）の整備と公園施設（民間施設）の整備を一体的に行うことが見込まれることから、敷地の原状については、対象施設の整備までに本市と民間事業者とで協議のうえ、確認をするものとします。

(4) 履行の担保

公園施設（民間施設）の設置管理許可に当たり、本市は民間事業者に対し、原状回復義務の履行について、原状回復に係る費用に相当する金額の保証金を本市へ預託する等の方法による担保を求めます。

民間事業者は、原状回復に係る費用の合理的な見積書、資金計画書、撤去計画書等を本市に提出することとし、本市はその内容の妥当性を審査し、本市と民間事業者で協議の上で、履行の担保の方法を決定することとします。

⑨ 想定されるリスクとその分担

想定されるリスクとその分担については、以下のようなものを考えています。具体的には、本市と選定された民間事業者との協議によって決定していきます。

リスク分担表（案：主要なリスク）

リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考
		本市	民間事業者	
資金調達リスク	安威川ダム水源地域整備計画事業に基づき実施される事業に関する資金調達	●		
	上記以外の民間事業者が計画する事業に関する資金調達		●	※1
不可抗力リスク	戦争、暴動、災害、その他不可抗力による事業の延期・中止・変更及び費用（公共施設に関するもの）	●	▲	※2
	戦争、暴動、災害、その他不可抗力による事業の延期・中止・変更及び費用（民間施設に関するもの）		●	
用地リスク	事業用地（河川区域外）の確保	●		
	事業用地（河川区域外）の瑕疵	●		
	事業用地（河川区域内）の占用許可	●	▲	※3
	事業用地（河川区域内）の瑕疵	●		
維持管理・運営費の変動リスク	本市の事由による事業内容等の変更等による維持管理・運営費の変動	●		
	上記以外の事由による維持管理・運営費の変動		●	
修繕リスク	都市公園（公共施設）の損傷	●	▲	※4
	都市公園（民間施設）の損傷		●	
物価変動リスク	事業期間中のインフレ・デフレ		●	
利用料金等の収入変動リスク	需要変動による収入変動によるもの		●	
	サービスの陳腐化によるもの		●	
	運営期間中のインフレ・デフレによるもの		●	
撤退リスク	公園施設（民間施設）の全部または一部の撤退	▲	▲	※5

※1: 基本協定による協議や準備期間における準備行為などに係る資金調達・費用負担を含みます。

※2: 不可抗力により生じる、民間事業者の営業リスクは民間事業者の負担とします。本市は、事業の延期・中止・変更に伴う営業補償は行いません。

※3: 河川管理者である府から本市が取得する包括占用許可については、本市の責任とします。一方、民間施設の整備・管理運営の内容により事業実施が認められない、または許可が更新されない場合は、民間事業者の責任とします。

※4: 通常利用のなかで発生する小修繕は、民間事業者の負担とします。

※5: 公園施設（民間施設）の全部または一部の施設または運営事業者が撤退する場合において、その後の事業継続及び公園施設の管理運営方法について、本事業の基本協定の締結者が協議を行うものとします。

⑩ その他の実施条件

(ア) 民間事業者からの提案のない事業用地の取扱い

本公募および民間事業者の選定後の協議の結果、民間事業者より事業活用の提案のない事業用地については、以下のように取り扱います。

- ・本市は、民間事業者より事業活用の提案のない事業用地について、追加の事業提案を公募することがあります。
- ・新たに選定された事業者は、エリアマネジメント組織 I への参加を条件とすることを想定しています。
- ・公募を実施するに当たっては、公募内容について、あらかじめ本事業の事業契約等を締結した民間事業者に意見を聴取するものとします。

(イ) 超過収益の取扱い

都市公園の管理運営開始後、毎年度において、エリアマネジメント組織 I が公園施設（公共施設）の管理運営を行った結果、超過収益（収入実績と支出実績の比較による）が生じた場合は、収益の一部を市に納付する「納付金制度」を採用することを予定しています。その割合については、民間事業者の選定後の協議により定めるものとします。

(ウ) 災害対応

供用開始後の都市公園は、災害時の一時避難地に位置付けられるなど、災害対応の拠点として重要な役割を担うことが想定されています。そのため、民間事業者は災害時には本市の指示に従い、協力するものとします。

(7) 基本協定及び事業契約等の締結

① 基本協定の締結

本公募において最も高い得点となった提案を行った民間事業者（以下、「事業候補者」といいます。）は、本市と別紙「基本協定書（案）」に基づき、基本協定の締結に必要な一切の手続を含む協議等を行ったうえで、基本協定を締結していただきます。

なお、本市と事業候補者との間で基本協定の締結に係る協議等が整わなかった場合は、本市は、2番目に高い得点となった提案を行った民間事業者（以下、「次点候補者」といいます。）と協議を行ったうえで、次点候補者を事業候補者として基本協定を締結するものとします。

② 本事業の実施に向けた協議

本事業の実施に向けた協議の具体的な内容については、以下のとおりです。

基本協定に基づく協議項目（案）

- | |
|-------------------|
| A) 提案の位置付け |
| B) 事業候補者の位置付け |
| C) 事業契約等の項目 |
| D) スケジュール・協議手順 |
| E) 事業契約等締結条件／解約条件 |

協議に基づき、本市と事業候補者との合意が得られ次第、次頁「⑤ 事業契約等の締結」のとおり、事業契約等を締結する予定です。

本市は、事業候補者の提案内容が実現できるよう、必要な協力を行います。以下に該当する場合、提案内容の変更や代替案の提案を求めます。

- ・事業候補者の提案に対し、河川管理者である府の許可が得られない。
- ・事業候補者の提案が、都市公園法、河川法、都市計画法、建築基準法、その他の法律・条例等に抵触する。
- ・複数の事業候補者がいる場合において、敷地の制約、予算の制約、法の制約、その他これらに準ずる事由により、双方の提案を同時に実現することが困難である。

③ 基本協定の解除

以下のような場合において、本市は事業候補者との基本協定を解除することがあります。

(ア) 協議の不調によるもの

本市と事業候補者が合意に至らない場合、もしくは、本市が早期の合意が困難であると判断する場合、本市は選定された事業候補者との基本協定を解除します。この場合、本市と事業候補者との間に債権債務は生じないものとします。

(イ) 事業候補者の自己都合によるもの

事業候補者が自らの都合により事業契約等の締結を行わず、事業から撤退する場合、または上記の義務について履行しない場合、本市は基本協定を解除し、当該の事業候補者に対し、本公募に要した費用の一部を違約金として請求します。ただし、事業候補者の責にあたらぬ事由により協議が整わなかったことや、協議の結果、提案時点

から著しく不利な条件となっており、事業候補者の撤退がやむを得ないと判断できるなど、汲むべき事情があると本市が判断する場合、違約金の減額や免除を行うことがあります。

④ 基本計画の策定

本市は、事業候補者の提案及び協議結果をもとに、本事業に係る基本計画を策定し、公表します。

事業候補者は、本市による基本計画の策定に協力し、計画に掲載する事業関連資料を無償で提供するものとします。

⑤ 事業契約等の締結

本市と事業候補者等は、事業候補者の提案及び協議結果をもとに、事業契約等を締結します。事業契約等の内容としては以下のものを想定しています。なお、事業契約等や許可（河川法、都市公園法等に基づくもの）の構成、各契約及び許可の当事者については、協議のうえ、本市が決定します。

- ・ 公共施設の設計条件、施工条件、管理許可、管理条件、請負・委託費、リスク分担、契約の解約・終了・更新等
- ・ 民間施設の設置許可、施設内容、運営内容、制限事項、使用料、リスク分担、契約の解約・終了・更新等
- ・ エリアマネジメントに係る目的、事業内容、役割分担、費用負担、リスク分担、契約の解約・終了・更新等

なお、各契約及び許可の当事者となり得る主体としては以下のものを想定しています。

- a) 本市
- b) 事業候補者
- c) （事業候補者が複数の法人からなるグループの場合）
グループを構成する法人等の一者
- d) 上記 c)の全部または一部を構成員とする共同事業体等
- e) 上記 c)の全部または一部が組成する特別目的会社（SPC）等
- f) 上記 c)の全部または一部が組成するエリアマネジメント組織 I
- g) その他本市が事業の実施の上で必要と認める者

⑥ 入札参加資格者名簿への登録

本市と公園施設（公共施設）の設計、施工、施工監理に関する事業契約等を締結する者は、当該契約を締結する時点において、本市の建設工事、測量、建設コンサルタントその他の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されるよう手続きするものとします。

(8) 事業スケジュール（予定）

事業候補者は、令和3年（2021年）3月を目処として、事業内容について本市と合意していただく予定です。その後、令和3年（2021年）4月以降、整備可能な部分より整備を開始し、順次事業を開始していただきます。

ダム事業区域外である「ダム湖隣接平坦地エリア」及び「ダム湖上流エリア」は、本市による事業用地の確保が完了すれば、ダム本体工事の影響を受けることなく事業を先行して実施することが可能です。

また、ダム事業区域内のエリアについては、ダム本体工事との調整により事業を実施していくこととなります。

安威川ダム周辺整備事業スケジュール（予定）

時期	事項	備考
令和2年（2020年）8月	民間事業者の選定	
令和2年（2020年）9月	基本協定の締結	
令和2年（2020年）9月 ～令和3年（2021年）3月	事業契約協議、事業契約等の締結	事業契約等締結に先立ち、事業内容について府審議会に対して報告を行うものとします。
令和3年（2021年）4月 ～令和5年（2023年）秋頃	公園施設の設計、施工	ダム事業区域内における公園施設の整備については、ダム本体工事との調整により、実施可能なものから着手していくものとし、供用開始時期については本市と協議するものとします。
令和5年（2023年）秋頃～	公園施設の供用開始	

安威川ダム本体工事スケジュール（予定）

時期	事項	備考
現在 ～令和4年（2022年）春	ダム建設工事	
令和4年（2022年）春 ～令和5年（2023年）春	試験湛水	湛水試験は天候に依存するため、長期化する場合があります。
令和5年（2023年）春	安威川ダム供用開始	試験湛水終了後

4. 応募、民間事業者の選定に関する事項

(1) 募集・選定方法

① 募集概要

本公募は、P9「(1) 民間事業者が実施する内容」に示す事業を実施する事業候補者を、公募型プロポーザル方式により募集・選定するものです。

② 選定方法

別紙「事業候補者選定基準」に基づき、一定の評価に達する事業の提案を行った民間事業者1社（または1グループ）を選定します。ただし、一定の評価に達する事業の提案がない場合は、民間事業者を選定することなく、公募を終了します。

③ 募集・選定スケジュール

本公募の募集、選定のスケジュールは以下のとおりです。

募集・選定スケジュール

日程・期間	事項
令和元年（2019年）12月26日（木）	募集要項等の公表
令和2年（2020年）2月10日（月） ～令和2年（2020年）2月21日（金）	参加資格審査に関する提出書類の受付期間
令和2年（2020年）2月28日（金）	参加資格確認結果の通知
令和2年（2020年）7月16日（木）	募集要項等に対する質問の受付期限
令和2年（2020年）7月17日（金） ～令和2年（2020年）7月31日（金）	提出書類の受付期間
令和2年（2020年）8月（予定）	事業候補者の決定、事業候補者の公表
令和2年（2020年）9月（予定）	基本協定の締結

(2) 参加者の備えるべき要件

① 本公募への参加方法

本公募には、以下の形態で参加できます。

- (ア) 単独の法人等（法人格を有していること、法人税法第3条の規定に基づき法人税法の適用を受けている人格のない社団、個別の根拠法に基づき設立されている組合（有限責任事業組合等）等をいいます。海外の法人等についてはこの定義に準拠し、個別に判断するものとします。以下同じ。）
- (イ) 複数の法人等によるグループ（この場合、本市との連絡窓口となる、代表法人等と、その他の法人等を定めるものとします。）

② 参加者の要件

本公募に参加できる方は、P62「④ 参加資格確認結果の通知」に示す参加資格確認基準日において、以下の要件を満たすものとします。

なお、複数の法人等によるグループが応募する場合、グループを構成する事業者の全てが要件を満たすものとします。ただし、公園施設（公共施設）の設計または施工監理を実施する者に関する要件、公園施設（公共施設）の施工を実施する者に関する要件は、該当する事業者のみが満たすことで足りません。

[共通事項]

- (ア) 法人等であること（個人では応募できない。）
- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (ウ) 健全な財務基盤を有する者。なお、健全な財務基盤とは、以下をいずれも満足していることをいう。
 - ・直近の決算期において、債務超過となっていないこと。
 - ・直近の決算期を含む過去3期の決算において、経常赤字ではないこと。※ 設立後3期に満たない企業は、全ての期を対象とする。
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (オ) 茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）もしくは茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止または茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外期間でないこと。

- (カ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号から第5号に該当する者)のほか、a～fまでのいずれかに該当する者でないこと。
- a 役員等が暴力団員であると認められる法人
※ 役員等とは、「法人にあつては役員(非常勤であるものを含む。)及び支配人並びに支店または営業所の代表者」をいう。
 - b 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人
 - c 役員等がその属する法人その他の目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められる法人
 - d 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供与し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められる法人
 - e 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人
 - f 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められる法人
- (キ) 国税、地方税を完納していること。
- (ク) 以下に該当するものでないこと。
- ・本公募に関する支援業務を受託している者またはそれに関連がある者
※ 本公募に関する支援業務を受託している者は以下のとおりです。
株式会社地域計画建築研究所 (本社：京都市)
※ 関連がある、とは、これらの者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしていること、もしくは人事面で代表者または役員がこれらの者の代表者または役員を兼ねていることのいずれかをいう。

[公園施設(公共施設)の設計または施工監理を実施する者]

- (カ) 営業について許可または登録等を要するものにあつては、当該許可または登録等を受けていること。

[公園施設(公共施設)の施工を実施する者]

- (コ) 建設業法に基づく許可を受けていること。
- (ク) 建築一式工事または土木一式工事業種について、経営事項審査を受けていること。

③ 複数応募の禁止

1つの法人が、複数の応募グループに参加することはできません。

(3) 申込方法

① 募集要項等に対する質問について

本募集要項等に対して質問等がある場合は、募集要項等に関する質問・意見書(様式1)に記入の上、事務局に、電子メールにファイルを添付して提出してください(電子メールの表題は「安威川ダム周辺整備事業 公募質問」としてください。)

質問は、提出後、原則として本市ホームページにて随時に回答とともに公表します。なお、質問内容が個々の提案内容に関わると本市が判断する場合は、質問者に対し個別に回答することがあります。また、本市より質問内容について質問者に内容を確認する場合があります。

質問は、令和2年(2020年)7月16日(木)午後5時15分まで、随時受け付けます。

② 現地見学について

ダム事業区域内を含めた現地見学については、本市にて随時対応します。見学を希望される民間事業者は事務局までご連絡ください。

③ 参加資格審査に関する提出書類の提出

本事業に参加表明する場合は、参加資格審査に関する提出書類(下表)に必要な事項を記載の上、令和2年(2020年)2月10日(月)から令和2年(2020年)2月21日(金)まで(開庁時間は午前8時45分より午後5時15分です)に事務局に提出してください。提出方法は持参または郵送(提出期限内に必着、簡易書留としてください)としてください。

参加資格審査に関する提出書類

名称	様式	部数	サイズ	形式
参加表明書	様式2	10	A4	Word
参加資格審査申請書	様式3	10	A4	Word
参加企業一覧表(グループの場合のみ提出)	様式4	10	A4	Word
参加企業 会社概要	様式5	10	A4	Word
委任状(グループの場合のみ提出)	様式6	10	A4	Word
参加資格要件に関する誓約書	様式7	10	A4	Word
参加資格要件に関する添付資料	様式8	10	A4	Word

※各様式の詳細及びその他添付資料は様式集のとおりとします。

④ 参加資格確認結果の通知

本市は、受領した参加資格審査に関する提出書類に基づき、参加資格を確認し、令和2年(2020年)2月28日(金)までに応募者に通知します。なお、参加資格確認の基準日は、令和2年(2020年)2月10日(月)とします。なお、参加資格の確認に当たり、(2)②(カ)に示す要件を満たしているかどうか、本市にて関係当局に事業者名の照会を行うことがあります。

参加資格確認結果において、参加資格がないとされた事業者等は、令和2年(2020年)3月6日(金)午後5時15分までに、本市に対し書面(様式任意)により、その理由の説明を求めることができます。

(4) 提案書類の提出

① 提案書類の提出方法

参加資格があると認められた応募者は、以下に示す提案書に関する書類を、令和2年(2020年)7月17日(金)から令和2年(2020年)7月31日(金)まで(開庁時間は午前8時45分より午後5時15分です)に事務局に提出してください。提出方法は持参または郵送(提出期限内に必着、簡易書留としてください)としてください。

提案書に関する書類

様式	名称	部数	サイズ	枚数制限	形式
様式9	提案提出書	10	A4	1	Word
様式10	提案書表紙	10	A4	1	Word
様式11	I 事業の実施方針に関する提案 1. 事業コンセプト	10	A3	2	Word
様式12	I 事業の実施方針に関する提案 2. 事業実施体制	10	A3	2	Word
様式13	II 民間施設に関する提案 1. ダム湖上流エリア	10	A3	2	Word
様式14	II 民間施設に関する提案 2. ダム湖及びダム湖内平坦地エリア	10	A4	2	Word
様式15	II 民間施設に関する提案 3. ダム湖上空エリア	10	A3	2	Word
様式16	II 民間施設に関する提案 4. ダム湖隣接平坦地エリア	10	A3	2	Word
様式17	III 公共施設に関する提案 1. 施設の整備	10	A3	3	Word
様式18	III 公共施設に関する提案 2. 施設の管理運営	10	A3	2	Word
様式19	IV エリアマネジメントに関する提案 1. 組織の経営	10	A3	3	Word
様式20	IV エリアマネジメントに関する提案 2. 組織の活動	10	A3	1	Word
様式21	IV エリアマネジメントに関する提案 3. 北部地域の振興に資する取組み	10	A3	1	Word
様式22	V 事業計画書 1. 民間施設 整備費	10	A4	適宜	Excel
様式23	V 事業計画書 2. 公共施設 整備費	10	A4	適宜	Excel
様式24	V 事業計画書 3. 集客数	10	A4	適宜	Excel
様式25	V 事業計画書 4. 公共施設 維持管理費	10	A4	適宜	Excel
様式26	V 事業計画書 5. 民間施設 収支計画	10	A3	適宜	Excel
様式27	V 事業計画書 6. 公共施設 収支計画	10	A3	適宜	Excel
様式28	V 事業計画書 7. エリアマネジメント組織I 収支計画	10	A3	適宜	Excel
様式29	VI 計画図面 1. 全体配置図	10	A1/A3	各1	PDF
様式30	VI 計画図面 2. エリア配置図	10	A3	適宜	PDF
様式31	VI 計画図面 3. 施設平面図・パース	10	A3	適宜	PDF
様式32	V 参考資料	10	任意	適宜	PDF

※各様式の詳細は様式集のとおりとします。

② 提案書類の作成要領

本公募における提出書類の作成に当たっては、様式集の「第2 提出書類作成要領」に従ってください。

③ 公募への参加の辞退

参加資格があると認められた応募者が、提案書類を提出期日までに提出しない場合、本公募への参加を辞退したものとみなします。

(5) 審査および事業候補者の決定

① 提案関連書類の審査

提出された提案関連書類は、本市選定委員会において、別途審査基準に示す審査方法及び基準により審査を行います。

また、審査にあたり、提案書類の内容に関するヒアリング等を実施するとともに、提案内容を市民に広く知らしめるため、プレゼンテーションを行っていただく予定です。具体的な実施方法は、参加資格確認結果の通知以降、応募者に通知します。

② 事業候補者及び次点候補者の決定

本市は、選定委員会の審査結果に基づき、応募者から事業候補者及び次点候補者を決定します。

③ 事業候補者及び次点候補者の公表

事業候補者及び次点候補者の決定後、本市は、審査結果、事業候補者及び次点候補者の名称、事業候補者及び次点候補者の提案概要を公表します。

(6) 提案内容、対話の内容に係る知的財産の取扱いについて

応募者との対話の内容、及び提案書類の内容については、応募者の個別の知見・ノウハウが含まれているため、これらの知的財産の保護について、以下のとおり取扱います。

- (ア) 提案書類の著作権は、応募者に帰属するものとします。
- (イ) (ア)については、茨木市情報公開条例第7条第1項第3号に該当する情報として、非公開情報とします。ただし、応募者が公開することを承諾した場合は、この限りではありません。
- (ウ) 審査結果については、個別の法人等の名称は公表しますが、提案内容は公表しません。
- (エ) 審査により事業候補者に選定されなかった応募者の参加表明関連書類及び提案関連については、令和2年(2020年)10月以降に、個別に応募者に返却します。ただし、応募者が希望しない場合、本市にて破棄します。

5. その他

(1) 事務局

本募集の事務局は、以下のとおりです。

【事務局】	茨木市 都市整備部 北部整備推進課	担当：岡野、柴田、富本
	TEL：072-620-1609 / FAX：072-620-1730	
	E-mail：hokubuseibi@city.ibaraki.lg.jp	

(2) 募集要項の公開

本募集要項は、本公募の終了までの間、以下のとおり、本市ホームページにて公開します。

※本市ホームページ「**安威川ダム周辺整備事業に係る事業候補者を募集しています**」URL

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kurashi/machi/saito_damu_kosoku/damu/46186.html

(3) 募集要項関連資料の構成

本募集要項及び関連する資料の構成は以下のとおりです。いずれの資料も募集要項の公開期間中は、公開場所にてダウンロードすることが可能です。応募者はこれらの資料を公開場所にて入手してください。

資料名称	略称	形式
安威川ダム周辺整備事業候補者募集要項	募集要項	PDF
山とまちをつなぐ「ハブ拠点」としての安威川ダムを目指して	—	PDF
河川区域内の平坦地について*	—	PDF
安威川ダム周辺整備事業候補者選定基準	選定基準	PDF
安威川ダム周辺整備事業候補者募集要項 様式集	様式集	Word Excel
安威川ダム周辺整備事業基本協定書（案）	基本協定書（案）	PDF

※河川管理者である府との協議が整い次第公開します。

(4) 募集要項等の修正等

本募集要項及び募集要項関連資料に修正、変更、追加等があった場合は、本市ホームページにて速やかにお知らせします。

(5) 募集の凍結・中止

本事業の実施に当たり必要となる本市議会における議案の否決や政策変更、天変地異等により、やむを得ない事情のある場合は、本公募を凍結し、または中止する場合があります。この場合、本市及び応募者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、また、相互に債権債務関係は生じないものとします。

(6) 損害賠償規定

本公募の参加、及び提案書類の作成及びその他これに関連する事項につき、故意または過失のいかんを問わず、応募者が第三者に損害を生じさせても、本市は一切これを補償しません。

(7) 本募集要項等の目的外利用の禁止等

本市から提供された関連資料等は、本公募への応募のために利用する以外は利用を認めません。

(8) 本公募への参加費用の負担

本公募への参加及び提案書類の作成に係る費用については、各応募者の負担とします。

(9) 本募集要領で使用する省略表記

本募集要領で使用する省略表記の意は、以下のとおりです。

省略表記	意味
E.L.	Elevation Level、標高
F.H.	Formation Height、計画高さ

以上